

令和8年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和8年3月17日第1回市議会定例会（第3日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 清水隆宏	2 木村哲也
3 猪飼健治	4 黒木明
5 伊藤皇士郎	6 大上利幸
7 阿部哲己	8 余語智
9 佐藤早苗	10 山田美代子
11 安江美代子	12 谷田貝将典
14 河内光	15 永井孝典
16 佐藤悟	18 星熊伸作
19 加藤晶子	20 小川真由美
21 小沢国大	22 石田知早人
23 河内伸一	24 小島倫明
25 舟橋秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

17 鈴木裕士	13 諸岡英実
---------	---------

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	天野正基	副市長	伊木利彦
副市長	笹原浩史	教育長	中川宣芳
選挙管理委員会委員長	長尾英俊	市長公室長	入江慎介
総務部長	長尾正人	地域活性化営業部長	石川徹
市民生活部長	落合健一	健康生きがい支え合い推進部長	駒瀬勝利
福祉部長	江口幸全	こども未来部長	川尻卓哉
建設部長	堀場武	都市政策部長	舟橋朋昭
上下水道部長	笹尾拓也	市民病院事務局長	竹田孝一
教育部長	矢本博士	監査委員事務局長	松浦智明
消防長	小口高広	総務部次長	古澤健一
地域活性化営業部次長	伊藤加代子	市民生活部次長	小川真治
健康生きがい支え合い推進部次長	永井政栄	福祉部次長	山本格史

こども未来部次長	野田 弘	建設部次長	矢澤 浩司
都市政策部次長	川島 充裕	上下水道部次長	三品 克二
市民病院事務局次長	堀田 幸子	教育部次長	岩本 淳
会計管理者	舟橋 知生	副消防長	高橋 直人

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	小川 正夫	議事課長	松宮 克哉
書記	舟橋 紀浩	書記	伊藤 愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

諸般の報告

1 説明員出席要求者の報告

一般質問

1 代表質問

2 個人通告質問

(午前10時00分 開議)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「諸般の報告」について、今定例会の説明員として、新たに選挙管理委員会委員長に対して、地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので御報告申し上げます。

日程第2、「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、代表質問を行います。

発言を許します。

公明党小牧市議団加藤晶子議員。

(加藤晶子議員 登壇) (拍手)

○19番（加藤晶子）

皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、公明党小牧市議団を代表し、さきに通告して

おります項目3点について質問させていただきます。

初めに、新たに小牧市長に就任されました天野正基市長に対し、会派を代表いたしまして、心よりお祝いを申し上げます。

天野市長におかれましては、市民の暮らしを守り、小牧市のさらなる発展のため、公正かつ誠実な市政運営に全力で取り組まれますこと、大いに期待をするものでございます。よろしく願いいたします。

さて、このたび示されました施政方針には、今後の市政運営に対する市長の基本的な考え方や、重点的に取り組まれる施策が示されております。さきの3人の代表質問に対し、市長から丁寧な御答弁がありましたので、重複する内容が多いと思いますが、私からも通告に従って質問をさせていただきます。

項目1、施政方針について、(1)市政運営について、現在我々を取り巻く情勢は極めて厳しく、予断を許さない状況にあります。国際情勢に目を向けますと、長期化するロシアによるウクライナ侵攻に加え、先般発生した緊迫する中東情勢は、エネルギー供給やサプライチェーンを直撃し、世界の経済秩序を根底から揺るがしています。

この物価高騰の波は、当然ながら本市市民の家計や、市内事業者の経営にも深刻な影響を及ぼしており、まさに未曾有の難局と言っても過言ではございません。今こそ、従来の慣習に捉われない時代の変化を先取りした果敢な施策展開が求められていると思います。

このような激動の時代にあって、市長は施政方針の中で、これまでの市政を継承しつつ、時代の要請に応じた改革と挑戦を重ねていくとの決意を述べられています。

そこで伺います。現在の山積する課題の中で、特にどの点を最も重視し、どの分野から優先的に取り組んでいかれるのかお考えをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

天野市長。

○市長（天野正基）

現在の課題の中で、特にどの点を最も重視し、どの分野から優先的に取り組んでいくのかという問いに対しましてお答えを申し上げます。

さきの牧政会の代表質問で、佐藤悟議員にお答えしましたとおり、私は市長就任に当たり、継続と安定を市政運営の基本に据え、歴代市長が築いてこられた市政の土台をしっかりと受け継ぎながら、必要な改革と挑戦を進めていく考えであります。

地方自治体が抱える課題は、非常に多岐にわたるため、特定の分野に一律の優先順

位を付けることは容易ではありませんが、あえて申し上げるならば、私が最も重視しておりますのは、市としての稼ぐ力を高め、持続可能な財政基盤を確立することであり、そのためには都市ビジョン、魅力・活力創造都市として、渋滞の緩和解消のための社会インフラ整備などに取り組みつつ、戦略的な企業誘致を進め、税収基盤の強化を図っていく必要があります。企業誘致により新たな雇用を創出し、小牧で働く人々に魅力を発信することで、職住近接の利点を生かした定住の促進につなげてまいります。

また、長引く物価高騰の中で影響を受けている生活者、とりわけ子育て世代への支援に取り組み、消費を喚起し、町のにぎわいへとつながる好循環を持続的に生み出していく必要があると認識しています。これらの施策を通じ、小牧で働き、小牧で子育てをし、住み続けたいと思える、選ばれる町小牧を目指してまいります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ただいま市長から御答弁いただきました。ありがとうございます。

市長のほうから、本市の稼ぐ力を高め、また持続可能な財政基盤の確立を重視していくこと、また社会インフラの整備や企業誘致を進めることで、定住促進につなげるとともに、生活者や子育て世代への支援を進め、住み続けたいと思ってもらえる選ばれる町小牧を目指していくとのお考えを今お伺いいたしました。いずれも、本市の将来を見据えた重要な方向性であると受け止めております。今後、今おっしゃられたそれぞれの施策が具体的な形となり、市民の皆様がその成果を実感できるように、着実に取組を進めていかれることを御期待を申し上げます。

ここでは、再質問はございません。

続きまして、質問項目2に入らせていただきます。質問項目2、予算編成について。市長も述べられておられますように、人口減少や少子高齢化が進む中、本市の将来を見据えたまちづくりを進めていくためには、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや、地域で支え合う仕組みづくりがこれまで以上に重要になると考えます。

そこで、今回は、今後の財政運営の考え方ははじめ、子どもを安心して育てられる環境整備、地域の支え合い活動、産業振興施策について、拡充または新規事業を中心に質問をさせていただきます。

(1) 予算編成について。近年の物価高騰や人件費の上昇に加え、社会保障関連経費の増加、制度改正や国の政策に伴う支出の増加など、様々な要因により、本市の財政状況は厳しさを増しております。このような状況の中、市長は、施政方針において、

効果的、効率的で持続性が高い自治体経営を着実に推進できるよう編成したと述べられています。

今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、将来世代への負担も見据えながら、どのような考え方を基本として財政運営に臨まれるのか市長のお考えをお尋ねいたします。

(2) 子どもを安心して育てられる環境整備について。ア. すくすく子育て応援事業についてです。令和4年度、国は妊娠時から出産、子育てまで、一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産子育て応援交付金を創設しました。これを受け、本市では、令和5年2月より、全ての妊婦、子育て家庭を支援する、すくすく子育て応援事業が開始され、経済的支援としてたまごギフト、ひよこギフトとして、それぞれ5万円の現金給付が実施をされています。今回、経済的支援の迅速性や利便性の向上を図ることを目的に、新たにデジタルギフトの活用が予定をされていますが、その内容について、期待される効果をお尋ねをいたします。

イ. こども誰でも通園制度についてです。令和5年12月、こども未来戦略に基づき創設されたこども誰でも通園制度は、令和7年度に制度化され、就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に利用できる新たな制度として、令和8年度から本格実施される予定となっております。現場においては、その準備に大変御苦労されたことと推察をいたします。本市においても4月より開始される乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度について、今後、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

ウ. ひとり親家庭への支援についてです。本市では、これまでひとり親家庭等への様々な支援の中で、養育費確保支援助成金支給事業を実施をいただいています。来年度に向けては、新たな事業も加わり、ひとり親家庭への支援の拡充が図られるものと認識をしております。そこで、その新たな取組についてお尋ねをいたします。

(3) 地域の支え合い活動の循環について。本市では、地域での支え合い、助け合い活動を促進するため、小学校区単位で地域協議会の設立を進めてこられました。地域の特性を大切にしながら、各地域で意見交換を重ね、現在、市内16小学校区のうち14小学校区で地域協議会が設立され、活動に取り組まれていると認識しております。地域の皆様の御尽力と行政の支援により、ここまで活動が広がってきたことは、大変意義のある取組であると考えます。

そこでアとして現在の活動状況について、イとして今後の課題についてお尋ねをいたします。

(4) 企業新展開支援プログラムの推進について、ア. サイバーセキュリティー対策促進補助金についてです。本市では、アフターコロナの持続可能な社会を支える産

業、経済の確立を図るため、令和5年3月に、小牧市企業新展開支援プログラム、これは2023年から2027年を対象としておりますが、それを改定をいたしまして、人材確保、育成への支援やデジタル化支援補助金など、様々な産業振興施策に取り組んでこられました。近年、企業活動においては、サイバー攻撃のリスクが高まっており、こうした対策の重要性はますます高まっているものと認識をしております。今回、新たに導入されるサイバーセキュリティ対策促進補助金の内容についてお尋ねをいたします。

イ. ITスタートアップ企業支援について。本市では、企業立地の推進を図ることにより、優良企業の誘致に積極的に取り組んでこられました。IT企業やスタートアップ企業の誘致は、新たな産業の創出や若い人材の呼び込みにもつながる重要な取組であり、本市にとっても、今後の産業振興の可能性を広げる施策として期待をしております。そこで、新規事業としてITスタートアップ企業オフィス等開設補助金が挙げられていましたが、その内容についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

天野市長。

○市長（天野正基）

今後の財政運営についての考え方についてお答えをいたします。

本市は、これまで、堅調な市税収入に支えられ、全国でも屈指の健全財政を誇ってまいりました。しかしながら、少子高齢化による社会保障関連費の増加、近年の国の施策や制度改正による支出の増加、さらには物価高騰や人件費の上昇など、様々な経費が上昇基調にある中、財政は年々厳しさを増しております。特に歳入面においては、短期的には市民税や固定資産税の増収が見込まれるものの、国外情勢の動向や物価高騰の影響は依然として不透明であり、引き続き注視が必要な状況にあります。長期的には、人口減少や少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少により、市税収入が現在の水準を維持し続けることは容易ではないと考えます。

こうした厳しい状況の中にあっても、力強く市民の生活を支えていくために、私は3つの取組が重要だと考えております。

1つ目は歳入の確保であります。市税収納率の向上、企業版ふるさと納税の推進、国県補助金等の積極的活用、公共施設の利用に関わる受益者負担の見直しなど、あらゆる財源確保の手段を講じてまいります。

2つ目は、歳出の抑制と効率化であります。行政評価に基づく事業の見直しと経費

の節減、合理化を徹底するとともに、市役所のDXの推進、職員が能力を發揮できる環境づくりを通じた行政力向上などにより、最小の経費で最大の効果を上げる行政運営を実現してまいります。これは、単に経費削減を目的とするものではなく、市民の皆様へ、より質の高いサービスを安定的に提供するための改革であります。

3つ目は、10年先、20年先を見据えた戦略的な予算運営であります。公共施設については、人口減少や財政規模の縮小を予測し、公共施設の統廃合も視野に入れた適正な配置を着実に進めるとともに、各事業においても、緊急度、重要度を見極め、重要施策には優先的に財源を配分する一方で、事業効果の低いものは、事業の縮小または廃止を進め、将来世代への負担を最小限に抑えてまいります。

市民皆様方、議員各位の一層の御理解と御協力をいただきながら、より一層効率的で効果的な行政運営となるよう、スピード感を持って改革を重ね、持続可能な財政運営に努めてまいります。

○議長（舟橋秀和）

川尻こども未来部長。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、（2）子どもを安心して育てられる環境整備について、ア．すくすく子育て応援事業において、新たに予定されているデジタルギフトの活用の内容について、期待される効果についてのお尋ねであります。

本市では、国の出産子育て応援交付金事業に基づき、令和5年2月から、すくすく子育て応援事業を実施しております。妊娠期から出産、子育て期にかけて、安心して出産、子育てができるように相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、親子健康手帳の交付時や、出産後に子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施しており、たまごギフト、ひよこギフトとしてそれぞれ現金5万円を支給しております。

現在の現金給付の場合、申請から振り込みまで約2か月を要し、迅速な支援につながりにくいという課題がありましたので、より早く、かつ多様な受け取りニーズに対応できる給付方式の導入を検討しております。新しい給付方式では、現金またはデジタルギフトの選択制を導入し、スマートフォンなどで申請から受け取りまでの一連の手続が完結いたします。デジタルギフトは、面談終了後、最短で即日にスマートフォンなどにギフトを付与することも可能となります。ベビー用品やマタニティー用品など、日々必要となる商品を幅広く自由に選んで利用できる利便性の高い方式となっておりますので、必要な支援を必要なタイミングで迅速に受けることができます。特に産前産後の体調が優れない時期や、育児で多忙な時期において、自宅にいながら即座

に支援を受けることは大きな利点であると考えております。本市といたしましては、子育て世帯の皆様にとって、使いやすく、喜ばれる支援を目指し、費用対効果を十分に調査、研究した上で、デジタルギフトの導入を進めていきたいと考えております。

続きまして、イ. こども誰でも通園制度が開始されるが、今後の取組についてのお尋ねであります。こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件にかかわらず、保育所などに在籍していない生後6か月から満3歳未満のお子様を対象に、月10時間を上限として、時間単位でお預かりするもので、本年4月から全ての自治体で実施することとされております。

本制度は、全ての子どもの育ちを応援することを目的としており、家庭にいたるだけでは得られない様々な経験を通じて、お子様の成長を支援するとともに、保護者の孤立感、不安感の解消や、育児負担の軽減にもつながるものと考えております。

本年4月1日からは、保育園、認定こども園、小規模保育事業所など、民間施設8か所に加え、公立施設として、小規模保育園こすも、大城児童館、子育て支援包括支援センターの合計11か所において実施する予定としております。

また、令和9年4月に開園を予定しております(仮称)第一こども園におきましても、本制度を実施するとともに、今後の公立保育園の改築に合わせた実施を検討していきます。

利用に当たりましては、国のこども誰でも通園制度総合支援システムを通じて手続きを行っていただきます。このシステムは、スマートフォンで簡単に操作ができ、市への資格認定の利用申請から、資格認定後における希望施設への予約及び利用申込みまでオンラインで完結することができます。なお、利用前には、希望施設で対面による事前面談が必要となります。

制度の周知、利用促進については、広報こまき3月号及び市ホームページにおいて、利用申請受付開始の御案内をしたところであり、3月4日時点で、資格認定の申請を10件いただいております。

利用料金につきましては、施設により異なりますが、公立施設については無料となります。来年度には、実施施設の職員を対象とした研修などの実施により、子どもの発達や安全管理に関する知識、技術の向上を図るとともに、保育士による巡回を検討しており、子育て家庭が安心して本制度を御利用いただけるよう、保育の質の確保に取り組んでまいります。今後とも、実施施設と連携しながら、よりよい制度運用を進めてまいります。

続きまして、ウ. ひとり親家庭等支援事業の中で、新たな取組についてのお尋ねであります。

令和8年度の新たな取組として、父母の離婚や別居により、子どもが一方の親と離れて暮らす家庭に対し、親子交流支援に係る費用の一部を補助する制度を創設することを検討しております。

親子交流とは、離婚などにより離れて暮らすことになった親と子どもが、定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙、SNSなどで交流することを言います。離れて暮らす親子が交流を通じてつながりを保つことは、子どもの重要な権利であり、健やかな成長に欠かせない機会であります。しかし、様々な事情により父母間のみでは親子交流の実施が難しい場合もあります。そこで、本市は、第三者機関の支援を受けて、親子交流を実施する場合の費用の一部を補助することを検討しております。具体的には、法務省ホームページに掲載されている親子交流支援団体などの民間団体を利用者自らが選択し、親子交流を行った場合に、1回当たり上限1万円、年間10回まで補助金を交付することにより、親子交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を応援してまいります。

次に、ひとり親世帯の安定した生活と、子どもの健やかな成長を図ることを目的に、養育費の確保に係る費用の一部を助成する養育費確保支援助成金支給事業では、昨年12月に、養育費を1年間上限60万円まで確実に受け取ることができるよう、新たに市と保証会社が連携した養育費保証契約手続支援を開始し、あわせてひとり親世帯が初回の養育費請求の申立てに係る弁護士費用について、上限1万円まで助成金の対象とするよう拡充したところ、本年2月末現在で、公正証書等作成費用の申請が14件、保証契約、保証料の申請が2件ありました。

申請者に対しアンケートを実施したところ、6名の方から回答があり、アンケート結果では、養育費の受け取りに対する不安について、2名の方が大きく解消された、4名の方が少し解消されたとの回答でありました。

また、公正証書や保証契約締結後の養育費の支払いについては、順調に支払われているが5名、支払われているが遅れがちが1名でありました。本助成金制度の総合的な満足度については、満足が4名、やや満足が2名でありました。これらのアンケート結果から、本助成金制度が養育費の取決めや、履行確保の促進に大きな効果があるものと考えられるため、引き続き、本助成金を活用した養育費の取決めを必ず行っていただくよう働きかけてまいります。

以上になります。

○議長（舟橋秀和）

駒瀬健康生きがい支え合い推進部長。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

続きまして、(3)地域の支え合い活動の循環についてのア. 地域協議会の現在の活動状況についてであります。さきに議員が述べられましたとおり、地域協議会につきましては、現在、市内16小学校区のうち14小学校区において設立され、各地域の実情に応じた多様な活動が展開されているところであります。

その内容であります。地域協議会を中心に、避難所開設、運営を想定した防災訓練を市総合防災訓練と同日開催するほか、高齢者の軽微な生活上の困り事に対応するお助け隊活動や、認知症カフェなどの開催といった高齢者支援、さらには、こども食堂への支援や、交通ルールや防犯について学ぶ教室の開催といった子どもを対象とした活動など、それぞれの地域協議会において、様々な地域の支え合い活動に取り組まれております。

特に近年では、保健連絡員との連携による健康フェアやウォーキング大会の開催など、地域住民が主体となった健康づくり活動も拡大しているところであります。

そして、このような支え合い活動の土台となる絆を深めるため、地域の皆様に楽しんでいただける祭りや音楽イベントの開催など、交流事業に積極的に取り組まれているところであります。

次に、今後の課題についてであります。地域協議会設立から年数を重ねる中で、活動の内容の充実が図られる一方、運営を担う役員や委員の高齢化や固定化が進むといった状況も見受けられ、地域活動全般において共通する担い手の確保が今後の大きな課題となっております。

現在、地区の回覧やイベント時での広報、知人、友人への声かけなど、担い手確保に向けた取組を、各地域協議会で御努力いただいておりますが、自治会など、既存の活動と重複し、特定の方に役割が集中することへの懸念や、運営側としての負担への懸念が示されるなど、思うように参加者や協力者の確保が進まないとの声もお聞きしております。

このような状況を踏まえ、市としましても、ワクティブこまきを通じて、ボランティア活動に興味がある市民とのマッチングなどを継続するほか、無作為抽出した地域住民を対象とした地域ミーティングを新たに実施するなど、地域協議会の活動内容の一層の周知と、新たな参加者、協力者の発掘に積極的に取り組んでいく考えであります。

以上となります。

○議長（舟橋秀和）

石川地域活性化営業部長。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

続きまして（４）企業新展開支援プログラムの推進について。アとして、サイバーセキュリティ対策促進補助金についてのお尋ねであります。

本市におきましては、令和５年度から市内中小企業の生産性向上を目的とし、AIやIoTなどのデジタル技術の活用やDXを促進するため、デジタル化支援補助金を運用しているところであります。

デジタル化への推進を支援する一方で、近年はインターネット上での作業や取引をする機会が増えたため、サイバー攻撃に遭うリスクも増加しております。

セキュリティ対策を取り巻く状況としましては、昨年来、大手企業をはじめ、サイバー攻撃の被害に遭ったなどの報道がされている状況であります。経済産業省におきまして、企業のセキュリティ対策を可視化し、原材料の調達から製造、物流、販売に至る一連の供給体制、いわゆるサプライチェーン全体の防御力の底上げを目指すサプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策強化制度を、令和８年度中に開始をするところと聞いています。

そうした中、本市におきましては、市と小牧商工会議所で設置運営をしております小牧新産業振興センターが市内企業の支援を実施しているところでありますが、サイバーセキュリティ対策についても課題として捉え、国の動向に先立ち、令和６年度にセキュリティ対策のセミナーを実施、13社が参加されたところであります。さらに今年度につきましては、そのうち特に危機感を持ち、セキュリティ対策をより強化しようとする３社を対象に、専門家による社内のセキュリティに関する現状分析と課題を洗い出すとともに、それを踏まえた情報管理体制の見直しや、社員教育などの対策に要した費用の一部を負担する伴走型支援を実施したところであります。

本市としましては、この伴走支援の結果を踏まえ、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援することにより、本市における継続的な操業と発展を目指し、新しい補助メニューとしてサイバーセキュリティ対策促進補助金を創設することにいたしました。

制度の具体的な内容につきましては、サイバーセキュリティ対策を社内全体で取り組み、従業員の教育、訓練などの人的な対策のほか、サイバーセキュリティ対策に資する技術的な対策に係る経費の一部を補助することを予定しており、補助額は対象経費の２分の１、補助限度額は１社当たり50万円とするものであります。

国の評価制度の創設により、市内で創業する中小企業において、評価制度の認証取得を目指し、セキュリティ対策の実施の必要性がさらに高まることが予想されますが、本市におきましては、小牧新産業振興センターと連携をしながら、国の動きに先んじて取組を推進することとしているところであります。

なお、制度の周知啓発に当たりましては、小牧新産業振興センターをはじめ、経済産業省中部経済産業局といった関係機関と協力をする中で実施していく予定であります。

続きまして、イとしてITスタートアップ企業、オフィス等開設補助金についてのお尋ねであります。

本市では、日頃より、小牧新産業振興センターと連携して、市内中小企業へのAIやIoTなどのデジタル技術の活用やDXを推進しているところであります。これに加え、小牧新産業振興センターと連名で入居している日本最大規模のスタートアップ支援拠点でありますステーションAIにて、革新的な技術やサービスで社会に新しい価値を生み出し、短期間での急成長を目指すスタートアップ企業とのオープンイノベーションに取り組むなど、市内企業の生産性向上に向けたデジタル化の支援に力を入れているところであります。

令和8年度は、こうした取組をより一層推進するため、今定例会で牧政会の代表質問で、佐藤悟議員にお答えさせていただきましたとおり、デジタル技術による市内企業の生産性向上に寄与するIT企業やスタートアップ企業を市内に誘致することを目的とした新しい補助メニューとして、ITスタートアップ企業オフィス等開設補助金を創設してまいります。

制度の具体的な内容につきましては、IT企業やステーションAIなどのスタートアップ支援拠点から転出するスタートアップ企業が市内の空きオフィス等において事業所を開設する場合に、そのオフィスの賃料の一部を補助するものであります。

対象の業種はソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業等の事業を行う企業とし、対象経費はオフィス等の賃借料、補助額は、対象経費の2分の1、補助限度額は月額5万円とし、補助対象期間は3年間とするものであります。

誘致の対象となりますITスタートアップ企業につきましては、小牧新産業振興センターと連携し、その製品、サービスなどが市内企業の生産性向上につながるものであるかを確認した上で補助を行ってまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ただいま、それぞれの施策について詳しく御答弁をいただきました、ありがとうございます。

まず(1)の予算編成についてなんですけれども、年々厳しさを増す財政状況の中で、今、市長より3つの観点から具体的な取組について御答弁いただきました。いずれも重要な視点であると思います。今後も、中長期的な視点に立ちながら、限られた財源を有効に活用し、市民サービスの維持、また向上につながる財政運営に取り組まれていくことを御期待を申し上げます。

ここで、その中で、御答弁いただいた中で、1点、再質をさせていただきたいと思います。ただいまの御答弁の中で、公共施設の統廃合も視野に入れた適正な配置を進めていくとあったと思います。公共ファシリティーマネジメントの推進計画は、30年間の計画であったと思うんですけれども、あと1年で10年が経過するというので、計画の見直しに着手をされていると思いますけれども、どのように改定作業を進められているのかをお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

長尾総務部長。

○総務部長（長尾正人）

公共ファシリティーマネジメント推進計画の改定につきましては、今年度は、施設担当部署に、施設の現状、課題や今後の施設の在り方などについてヒアリングを実施いたしました。今後は、市民アンケートや施設の構造体劣化調査を実施し、その結果や、本計画の計画期間であるこの先20年間の人口のさらなる減少、財政規模の縮小も考慮した上で、公共施設全体の削減目標を新たに設けることを検討し、令和8年度末までに改定する予定であります。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ただいま公共ファシリティーマネジメントの推進計画の改定について御答弁いただきました。公共施設の老朽化が本当に進んでいるというのをすごく実感するんですけれども、また今後、人口減少や将来の財政負担というのを見据えた計画的な適正配置というのは、やはり必要であろうというふうにすごく感じるようになりました。

前山下市長もおっしゃられてましたけれども、財政の厳しさというのは年々増していっているということで、心配なのは、国の政策で、自費負担というのが非常に大きく大きく負担になっているなというふうに思っております。また人口減少ということを考えますと、本当に、今の発想というのは、真剣に今後やっていかななくてはいけないというふうに改めて今回質問させていただいて、本当にすごく感じた次第です。

ありがとうございました。本当に、これから本市の持続可能なまちづくりに向けて、時代の変化に応じた計画となるようよろしくお願いをいたします。

続きまして（２）に入らせていただきます。アのすくすく子育て応援事業でありますけれども、デジタルギフトの導入によって迅速に受け取ることができ、利便性の向上が本当に今の御説明で実感ができました。

また、現金給付との選択制とされたことも、それぞれの御家庭のニーズに寄り添った支援につながるのではないかなというふうに考えております。

また、さらに本市の経済的支援として、これまでの現金給付に加え、市独自で一時預かりの無料クーポン券を配布をしていただいておりますけれども、子育て中の御家庭からは、大変助かるとのお声を伺っておりますことも申し添えさせていただきます。

ここで1点再質をさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、すくすく子育て応援事業は、令和4年度に、国が出産・子育て応援交付金を創設して始まった事業ではありますが、昨年、国において制度改正があったと承知しております。改めてどのような改正が行われたのかをお尋ねをいたします。

○議長（舟橋秀和）

川尻部長。

○こども未来部長（川尻卓哉）

国は、これまで令和4年度補正予算により、出産子育て応援交付金を時限的事業として実施してきましたが、令和7年度から、伴走型相談支援と経済的支援を、法律に基づく恒久的制度へと制度改正しました。

制度改正の主な内容は、これまで予算に基づく事業であったものを法律に基づく法定事業として位置づけ、伴走型相談支援は、妊婦等包括相談支援事業として、児童福祉法に規定し、経済的支援は、妊婦のための支援給付として、子ども・子育て支援法に規定し、法制度上の位置づけを明確化しました。

具体的な改正点は、給付の対象者を妊婦及び養育者から妊婦に限定し、また本市のひよこギフトに当たる2回目の給付については従来の出生した児童数を基準とする仕組みから、妊娠している子どもの数へと改正され、流産、死産などの場合も給付の対象となるなど、妊婦への支援が強化されました。これにより、妊娠期の状況をより適切に反映した支援が可能となりました。

以上になります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。制度改正の内容を今御説明いただいてよく分かりました。本当に法制度上の位置づけができたということで、恒久的な制度になったということは、大変喜ばしいことだというふうに感じております。本当に、より妊娠、出産を迎える方々にとって、より寄り添った支援となるように改善がされたんだというふうに受け止めました。本市においても、引き続き安心して子どもを産み育てられる環境づくりが進んでいくことを期待しております。

次に、この子ども誰でも通園制度ですけれども、ただいま御答弁いただいて、制度改正に向けた準備が着実に進められているというふうにも実感をしました。また、あわせて様々な御配慮をしてくださったなというふうにも感じております。これまで、子ども誰でも通園制度について、何度も質問させていただきましたので、今日は再質はいたしませんけれども、この子ども誰でも通園制度、小牧市にとって本当に必要なんだろうかと私自身もちょっと悩んだ制度だったんですけれども、いろいろな制度上のことを伺うにつけ、やはりこれからのこの保護者の就労状況にかかわらず、必要なときに安心して子どもを預けられる仕組みとして、やはりこれから子育てをされていく御家庭にとっては、1つの支えになっていくんだろうなというふうに、今、非常にそういう思いで受け止めております。

令和8年度のスタートに向けて、子どもさんとまた保護者に寄り添った取組が進んでいくことを本当に、今は期待をしております。どうかよろしく願いいたします。

ウ、ひとり親家庭支援事業の新たな取組について御説明いただきました。このひとり親家庭への支援というのは、子どもさんの健やかな成長を支える上で大変重要な施策であると思っております。今回の新たな取組によってひとり親家庭等の生活の安定や、自立支援につながることを本当に期待しております。この養育費確保の支援制度は、なかなか立ち上がっている自治体はまだ少ないかなというふうに思ってるんですね。本当に小牧市は早い段階で立ち上げていただいて、最初は本当に人数が少なかったんですけれども、先ほどの御答弁の中で、本当に少しずつ増えてきている、また本当に助けになっているということを実感しております。ぜひ、また御配慮いただきながらお願いしたいというふうに思います。

1点、ここで再質をさせていただきます。今回、新規事業のこの親子交流に係る補助制度についてなんですけれども、民間でこうしたことを推進をしてくださる団体があるというのを私も今回初めて知りまして、いろいろインターネットでも調べましたけれども、現在は、愛知県では3か所、また岐阜とか近隣県単位になりますけれども、近隣でも、ほか団体が立ち上がっているのが分かりました。こうした補助制度が立ち上がったのも、それですごくよく納得しましたけれども、やはり、これを利用して

ただくためには、より多くのひとり親家庭等の方々に知っていただく必要があると思うんですけれども、その周知をどのように考えているかをお尋ねをいたします。

○議長（舟橋秀和）

川尻部長。

○こども未来部長（川尻卓哉）

令和6年5月の民法等の一部改正では、父母の離婚などに直面する子どもの利益を確保するため、子の養育に関する親の責務を明確化するとともに、親権、監護、養育費、親子交流などに関する規定が見直され、令和8年4月から施行されます。この民法等の一部改正は、父母の離婚などにおける子どもの養育の在り方に大きな影響を及ぼす重要な制度改正ですので、本市では、既に市ホームページに法務省やこども家庭庁のホームページのリンク先を掲載し、市民の皆様が正確な情報にアクセスできるように周知しております。新たな親子交流支援に係る補助制度につきましては、必要とする方に確実に情報が届くことが重要であると考え、制度の趣旨、対象要件、補助内容、申請方法などについて、より具体的に市ホームページで周知していきます。

また、ひとり親家庭の相談時においても、制度の活用が適当と思われる方につきましては、相談者の個々の事情に応じて制度の利用の流れや留意点について個別にお伝えしてまいります。

以上になります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございました。必要な方には、もう個別でも伝えていただけるようなので安心をいたしました。親子交流を円滑に行うことが子どもさんの健やかな成長につながると思いますし、ひとり親家庭等の方々が安心して子育てできる環境を整える上でも、大変意義深い取組であると思います。

今後も、当事者のお声を丁寧に受け止めながら、より実効性のある支援につながるようよろしく願いいたします。ありがとうございます。

（3）地域の支え合い活動の循環についてであります。ただいま地域協議会の活動状況、また課題について御答弁いただきました。多くの小学校区で、今、地域協議会が立ち上がって様々な活動が展開をされていること、とても心強く感じているところでございます。

課題として、やはり担い手の確保ということが挙げられていましたけれども、地域の支え合いを維持していくためには、行政としての新たな関わり方というのが求めら

れているのだというふうを受け止めました。

そこで、1点再質させていただきます。先ほど、御答弁の中にもありました、地域住民を対象とした新たな取組、地域ミーティングについてお尋ねをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（舟橋秀和）

駒瀬部長。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

地域ミーティングは無作為に抽出した地域住民を対象に参加を呼びかけ、地域の課題に関するグループワークや意見交換などを通じて、地域協議会の活動や魅力などを紹介することで、新たな参加者、協力者の発掘につなげる取組であります。令和8年度は味岡、一色、本庄の3小学校区全てでお助け隊活動に取り組んでいる味岡地区での開催を予定し、無作為に抽出した地域住民約2,500名から30名程度の参加を想定しております。御参加いただいた方が、実際に活動している地域協議会の役員などとともに、気軽にグループワークや意見交換などに取り組んでいただけるよう、市民討議会、まちづくりミーティングを市と共同開催しているファシリテーターの会議も協力を依頼し、円滑な進行を図ってまいります。

これまで地域活動に触れる機会の少なかった方々にとっても、本ミーティングが地域協議会をはじめとする各種地域活動へ参加する契機となるよう取り組むとともに、地域の皆様が互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域協議会の活動を全力で支援してまいります。

以上となります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ただいま地域ミーティングについて御答弁いただきました。この取組は、地域協議会の活動をより身近に感じてもらうきっかけになっていくのかなというふうに感じました。ありがとうございます。地域ミーティングの取組を通じて、よりこの地域協議会の活動への理解が広がって、将来的には、担い手の確保にもつながっていくことを願っております。今後も地域の声を丁寧に把握しながら、地域協議会の活動がより活発に、そして持続的に展開されることを期待をしております。ありがとうございました。

次に4点目、企業新展開支援プログラムの推進ということで、ただいま2点について、新たな補助制度について、本当に丁寧な御説明をいただきありがとうございます

た。

すごく実感をしたのが、やはり先ほど御答弁にあった国の動きに先んじて取組を本市はやっているよという部長からの御答弁、本当に実感をしております。すごく小牧市はこうした企業への様々な支援というのが充実をしているというふうに思います。ありがたいことだなというふうに感じております。

企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、デジタル化への対応や、新たな産業の創出を支援していくことは、本市の産業振興を図る上でも大変重要であると考えております。今後、こうした取組が市内企業の成長や、新たな企業の誘致につながり、地域経済の活性化につながるものと期待をしております。ありがとうございました。

以上、来年度の予算編成の中から質問をさせていただきました。いずれも限られた財源を有効に活用しながら、今回示された取組が具体的な成果として実感できるよう、着実に施策を進めていかれることを御期待申し上げ、質問項目2を終わります。

続きまして、質問項目3、教育環境の整備についてであります。(1)ネクストGIGAの取組について。国が進めてきたGIGAスクール構想により、1人1台端末や高速通信環境の整備が進み、学校教育におけるICT活用は大きく前進しました。現在は、その第2ステージとして2024年度、令和6年度から、ネクストGIGAが始動しており、端末の更新に加え、デジタル教材の活用や、学習データの利活用など、ICTを活用した教育の質の向上が求められています。またICTの活用は、児童生徒一人一人の理解度や学習状況に応じた個別最適な学びや、協働的な学びの充実にもつながるものと期待されています。

そこで、本市におけるネクストGIGAの現在の取組状況についてお尋ねいたします。

(2)不登校対策について。近年、不登校児童生徒の増加は大変深刻な課題となっています。文部科学省の調査でも、不登校児童生徒数は過去最多を更新しており、本市においても同様の傾向が見られるものと考えます。子どもを取り巻く環境が多様化する中で、学校に行きづらさを感じる子どもたちへの支援は、教育現場のみならず、社会全体で取り組むべき重要な課題です。児童生徒一人一人に寄り添った支援を行うためには、学校内の支援態勢の充実に加え、学校以外の居場所や相談態勢など、多様な選択肢を用意することが不可欠でございます。

そこで、以下の3点についてお尋ねいたします。ア.不登校や学校生活に困難を抱える児童生徒への支援として設置されている校内サポートルームの活用状況についてお尋ねいたします。

イ.校内サポートルームは、学校内において安心して過ごせる居場所として重要な

役割を担っているものと考えますが、その運営に当たっては、様々な課題もあるのではないかと思います。そこで、校内サポートルームの今後の課題についてお尋ねいたします。

ウ. 教育支援センターの整備について。不登校や学校生活に困難を抱える子どもたちにとって、学校以外にも安心して過ごせる居場所や相談できる場を確保することが欠かせません。不登校の子どもたちの状況は一人一人異なるため、多様な学びや居場所を用意することが求められています。こうした観点から、不登校児童生徒への支援拠点としての役割を担う教育支援センターの整備は重要であると考えます。そこで、不登校や学校生活に困難を抱える子どもたちとその保護者を支援するため、教育支援センターを早急に整備すべきと考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目3について答弁を求めます。

中川教育長。

○教育長（中川宣芳）

質問項目3. 教育環境の整備についての（1）ネクストGIGAの取組について、ネクストGIGAの現在の取組状況についてのお尋ねでございます。

本市では、令和元年度に整備いたしました児童生徒1人1台タブレット端末の更新が始まる令和6年度以降をGIGAスクール構想の第2期、いわゆるネクストGIGAと位置づけまして、子どもたちの学びをさらに充実させるための環境整備を進めておるところであります。

タブレット端末は令和元年度に先行導入した3中学校分1,165台の更新を令和6年度に実施をし、今年度は、全小学校及び前年に更新を終えた3中学校を除く6中学校、合計で1万501台の更新を行うとともに、授業でのタブレット端末活用が増え、より安定した通信環境が求められることから、各校のインターネット回線を1ギガbpsから10ギガbpsに増速したところでございます。

また、教職員を対象としたアンケート調査などから、ICT機器の活用には、やはり教員間でのばらつきがあるため、ICT支援員を各校に配置し、授業支援機器活用促進研修サポートなどを実施するとともに、頻繁に使用するICT機器については、定期的に研修会を行うなど、教員が安心してICT機器を使用できる環境を整備しております。

ネクストGIGAという次のステージにおきましては、これまで学びの道具として日常の授業で活用できるよう定着を図ってきたタブレット端末を、通常の授業でより

効果的に活用するとともに、不登校児童生徒、ディスレクシアをはじめとする発達障がいのある児童生徒など、様々な困難を抱える子どもたちへの支援の道具として、多様な場面での活用が求められております。

令和8年度には、不登校支援用教育メタバースの導入を予定しておりまして、仮想空間を活用した学びの継続や、安心できる居場所づくりを通して、子どもたちの社会的自立に向けた支援を充実してまいります。

加えて、引き続き児童生徒一人一人の理解度に合わせて問題を出すA I型のデジタルドリルを利用するなど、多種多様なデジタルコンテンツを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進してまいります。

以上のように、ネクストG I G Aにおきましては、端末更新などのハード面の整備と、教員のI C T活用力向上といったソフト面の充実を両輪として進めるとともに、多様な場面でのI C T活用に向け、現場の声を丁寧に伺いながら、子どもたちがより主体的に学べるI C T活用のさらなる充実を図ってまいります。

次に(2)不登校対策についてのア. 校内サポートルームの活用状況についてでございます。

校内サポートルームにつきましては、令和6年度に、登校ができるものの教室に入ることができない児童生徒に対する学校内の居場所づくりや学びの保障を目指して、市内全小中学校に整備を進めてまいりました。校内サポートルームの運営などは、各学校の状況により異なりますが、心の教室相談員やスクールサポーター、空き時間の教員が対応している学校が多く、個別に学習を行うスペース、協働しながら学習したり、交流したりするスペース、相談活動等を行うスペースなどを設けまして、一人一人の状況に合わせたサポートに努めております。そうした、落ち着いた空間で気持ちを整えたり、学習に取り組んだりすることで、教室で過ごす時間が少しずつ増えた例なども見られ、各学校で設置の効果が感じられるようになってきたところであります。

次にイ. 校内サポートルームの今後の課題についてでございます。今後の課題といたしましては、校内サポートルームを活用する際には、本人の意向を受け止め、目標や計画を支援者と一緒に立てたり、振り返りを行ったりしている学校も見られますが、今後、さらに一人一人の状況に合わせたサポートをいかに充実していくかが重要であると考える次第であります。

次に、ウ. 不登校や学校生活に困難を抱える子どもとその保護者を支援するための教育支援センターを早期に整備すべきとの考えはというお尋ねでございます。本市では、不登校対策の取組の1つとして、本年度、初めて不登校児童生徒の保護者同士が交流できる情報交換会を開催いたしました。おおむね好評であることから、今後も

継続していきたいと考えております。また令和8年度からは、メタバースを導入し、不登校児童生徒がオンラインを活用して安心して過ごせる居場所づくりを進めていくことを予定しております。近年、本市でも不登校児童生徒数が増加傾向にあり、多様な背景や課題を抱える子どもたちへの対応が急務となっており、そのような状況の中、昨年度には、全小中学校に、登校はできるものの教室に入ることができない児童生徒に対する学校内の居場所づくりや、学習の保障を目指した校内サポートルームの整備、充実を図り、利用者が順次増加するなど、一定の効果が見られております。しかし、一方で、校内サポートルームには来室できない児童生徒もおりまして、さらなる支援の強化が求められております。

そうした状況を踏まえて、市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒への支援態勢をより一層強化するため、メタバースの拠点や情報交換会の開催場所、さらに多様な相談スペース、教員研修の場、スクールソーシャルワーカーの拠点などを集約した総合教育支援センターの開設を検討していきたいと考えております。

なお、その候補地といたしましては、令和9年度に学校再編により廃校となる小学校が1つの候補となると私どもは考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ただいま御答弁いただき、ありがとうございました。

(1)のネクストGIGAの取組については、端末の更新や通信環境の増速、すごい一気に上がったのかなと思ったんですけど、すごいよかったなと思っております。

また、教職員研修の実施、ICT支援員の配置などなど、本当に学習環境の基盤整備が着実に進められていることが分かりました。

ちょっと、どうしても、ここで1点再質させていただきたいことがあるんですけども、ネクストGIGAでは、児童生徒一人一人に応じた指導につなげていくことを目的に、教育データを取得をして、その利活用がうたわれています。今回の答弁の中になかったものですから、そこで本市の教育データ、利活用の取組状況についてお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

矢本教育部長。

○教育部長（矢本博士）

教育データの利活用につきましては、授業支援ソフトウェアやデジタルドリルに蓄

積される学習系データ、児童生徒の出欠席や成績情報といった公務系データなど、膨大な教育データを収集、分析、可視化できる教育ダッシュボードを構築し、そこから得られる情報を効果的に活用して業務及び授業の改善につなげることが期待されております。

こうした動向を踏まえ、本市におきましても、校務支援システムや学習 e ポータル等の事業者が提供する教育ダッシュボード機能の活用をはじめ、他自治体における先進事例の情報収集を行うなど、教育環境に最適なデータの利活用の在り方について、現在、調査研究を進めているところであります。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

いろいろ準備を、今、していただいている、これから実質行っていただけそうな状況かなというふうに受け止めました、ありがとうございます。

もうネクストG I G Aの先ほどの御丁寧な御答弁で状況がすごくよく分かりましたので、本当に以前も教育長のほうから、ネクストG I G Aのことを取り組んでいきますというそういう御答弁も、ほかの方の質問の中でありましたので、やはり今回質問させていただいて、本当に進んできたんだなというのを実感をいたしました。ありがとうございます。

I C Tの活用が、児童生徒一人一人の学びの可能性を広げる取組として、今後、さらに充実をしていくことを期待して（1）は終わらせていただきます。

（2）の不登校対策について、まず、校内サポートルームの活用状況と課題について御答弁をいただきました。全ての学校に設置をされて、一人一人の状況に応じた丁寧な支援が行われ、一定の効果が見られるということで、大変心強く感じた次第でございます。

1点、再質をさせていただきたいと思うんですけども、先ほど、課題については、一人一人の状況に合わせたサポートの充実ということ、教育長から挙げられていたと思うんですけども、ただ、今後、利用数の増加であるとか、支援内容の多様ななどの対応を考えますと、人の配置というのは、やはりすごく課題になってくるのではないかなというふうに思っているんですね。今後、どのように人材確保を考えているのかをお尋ねをいたします。

○議長（舟橋秀和）

中川教育長。

○教育長（中川宣芳）

校内サポートルームの運営につきましては、先ほどお答えしましたとおり、各学校の状況により異なりますが、主に各校に在籍する心の教室相談員やスクールサポーター、授業の空き時間を活用する教員などが対応するなどの態勢を取っておるところであります。本来であれば、校内サポートルームを担当する職員につきましては、国の責任において配置されることが望ましいところではありますが、現状、そうした配置がされておられませんので、当面は、現状の態勢に加えて、近隣の大学と連携をし各学校に派遣されております学生による学習チューター等を積極的に活用するなど、市としてさらなる態勢の強化に努めていきたいと考えております。

また、国・県に対しましては、今後も機会があるごとに、教職員の増員について要望を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございます。今の段階では、様々なサポートがあつて、人数的には足りているのかなというふうに思うんですけども、今後、どのようになっていくかで、やはりそのときに対応は考えていただければというふうには思います。本来、今、御答弁いただいたとおり、もっと国のほうで配慮すべき内容だというふうには思っております。

また、本当に、今、教育長からおっしゃっていただいたように、県や国への要望ももちろん、またどういった方々のサポート、今、学習チューターの例が出ましたけれども、本当に様々な方々のそうしたサポート、お力を、様々な方のサポートをお願いしていきたいなというふうに思います。状況に応じて、人材確保に努めていただいて、態勢強化が着実に進むことを期待しております。

ウに入ります。教育センターでありますけれども、ただいま、前向きな御答弁をいただきました。愛知県においても、来年度、不登校支援の拠点となる教育支援センターの設置が予定されているというふうに伺いましたけれども、本市においても、拠点が整備されることによって、一人一人の状況に寄り添った支援が充実をしていくというふうに期待をするところでございます。

再質をさせていただきます。今回、新たな取組として、メタバースの活用が挙げられていました。

メタバースについて、確認をさせていただきます。まず、メタバースで参加した場

合、出席扱いとなるのかどうかをお尋ねします。

○議長（舟橋秀和）

中川教育長。

○教育長（中川宣芳）

メタバースに参加することで、学校の出席扱いになるかどうかにつきましては、文部科学省が取りまとめたところプランを踏まえて、本市が令和6年度に作成いたしました不登校児童生徒の指導要領上の出席扱いに係るガイドラインに基づき判断することになってまいります。

具体的には、自宅において、メタバース等のICTを活用した学習を行う児童生徒については、学校と保護者との間に十分な連携、協力関係が保たれていることや、その学びが社会的自立を助ける上で、適切な学びとなっているかなどを校長が総合的に判断をし、出席扱いとするかを決定いたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

ありがとうございます。学校との連携の下、その学びが社会的自立につながる適切なものかどうかを踏まえて、校長先生が出席扱いを判断するという御答弁だったと思いますけれども、不登校児童生徒にとって、メタバースは、新しい学びの場として可能性を持つ一方で、その活用が子どもたちにとって本当に有意義な学びとなっているのか、丁寧に見極めていくことというのは大変必要なことであると考えます。

校長先生の判断というのがとてもちょっと気になっているんですけれども、確かに現場を本当によく御存じの校長先生の判断が一番大事なんですけれども、学校によって対応が異なることのないように、教育委員会としても、丁寧な支援とまた状況把握ということをお願いをしておきたいと思ひます。お一人お一人が、本当にそのメタバースを通じて、社会的自立につながるのが目的だと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

続いて、もう一点、再質させていただきます。メタバースを教育支援として導入するメリットをどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（舟橋秀和）

中川教育長。

○教育長（中川宣芳）

学校に来ることはできるが、教室に入れなない児童生徒につきましては、校内サポートルームがございます。学校には来られないが、家から出ることができる児童生徒に

は、適応指導教室など支援を行うための場が整備されております。しかしながら、学校に来ることも家から出ることすらも難しい児童生徒に対しましては、既存の支援だけでは、社会とのつながりを十分に確保できないケースもございます。そこで、そのような児童生徒に向けて、自宅からでも安心して参加できる仮想空間上の新たな居場所を提供することが不登校支援、メタバース導入の大きな目的でございます。メタバースであれば、アバターを通じて顔を出さず、人目を気にせず自分のペースで参加できるため、外出への不安が強い児童生徒でも比較的負担なく参加することが可能となっております。

また、仮想空間ではありますが、仲間や教職員の存在を感じながら学習機会を確保したり、交流を深めたりすることにより、孤立の防止につながるとともに、少しずつ社会とのつながりを取り戻すきっかけにもなっております。

このように、メタバースという仮想空間を活用することで、学習の遅れや不安を和らげるだけでなく、他者とのやり取りを通して、成功体験を積み重ねることもできてまいります。その積み重ねが、自信の回復につながり、将来的な学校復帰や社会参加へ向かう力を育む契機になると考えております。

以上です。

○議長（舟橋秀和）

加藤議員。

○19番（加藤晶子）

本当に家から出ることが難しい児童生徒さんでも、アバターを通じて参加して仮想空間で交流ができる、またそういったことによって孤立の防止につながるということで、社会復帰の契機につながるということで、御答弁、本当にそのとおりでなというふうに実感をしております。

本当にこうした、不登校児童生徒さんにとっては、人とのつながりを感じられる場を確保するということが大変重要であり、メタバースがその1つの選択肢になるということは、とても意義があるというふうに考えております。

今後、学校や関係機関と連携をしながら、一人一人の子どもさんに寄り添った形で活用されると思いますけれども、導入後の状況もまたしっかり検証していただきながら進めていただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上、市政運営、予算編成、そして教育環境の整備について質問させていただきました。人口減少や社会情勢の変化が続く中で、市民一人一人が安心して暮らし、子どもたちが希望を持って成長できるまちづくりがますます重要になってまいります。市民の声を大切にしながら、持続可能で魅力あるまちづくりが進められることを期待し

て、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上で代表質問を終わります。

続いて、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

（余語 智議員 登壇）（拍手）

○8番（余語 智）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしました質問項目1点につきまして質問をさせていただきます。

質問項目1、中日ドラゴンズに2軍本拠地移転に伴う誘致についてであります。

皆さんは、野球が好きですか。職場の野球チームで楽しんでいる方、野球観戦を楽しむ方、少年野球で子どもたちに野球を教えている方もいるでしょう。先般、WBCでサムライジャパンは負けてしまいましたが、気持ちを切り替えて、中日ドラゴンズの質問をいたします。

さて、プロ野球の中日ドラゴンズは、今年1月に創設90周年を迎えました。これまでに9度のリーグ優勝、2度の日本一を達成しています。昨季は4位と低迷ながら、主催試合の観客動員数が252万832人となり、今までで最多ということであります。

そのような中、昨年11月、株式会社中日新聞、株式会社中日ドラゴンズ、株式会社ナゴヤドームの3社は、中日ドラゴンズの2軍本拠地について、2030年代前半の移転を目指す報道がありました。ナゴヤ球場はナゴヤドーム、現バンテリンドームナゴヤの完成を受けて、1997年から2軍本拠地となり、選手育成の拠点とされてきました。しかし、球場の老朽化が進み、移転の検討に入りました。3社は、2026年度前半に移転先公募の募集条件を公表される予定であります。既に前向きに検討を進めている市があります。現在のところ、名古屋市、犬山市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、一宮市、稲沢市、津島市、安城市、桑名市、羽島市など、17の自治体であります。安城市においては、2月の市議会で補正予算に誘致関連事業費5,000万円を計上され、さらに候補地も2か所を挙げられております。3社は、移転先について、東海地方の地方公共団体からの提案を募り、決定する方針であるとされており、おおむねの候補地の条件が現在3つ提示されております。

1つ目として、メイン球場、サブ球場、屋内練習場、選手寮、クラブハウス駐車場など、整備するための十分な有効面積が確保でき、約6万平方メートル以上で、利用しやすい土地形状となっていること、2つ目として、バンテリンドームナゴヤから、車で原則1時間以内でアクセスでき、来場者が公共交通機関で無理なくアクセスでき

る場所であること、3つ目として、中長期的に安定したファーム拠点運営ができるよう、当該地方公共団体などから、効果的な支援や協力がいただけることとなっております。まずは、これらの条件をクリアしようと手を挙げた各市の動きは徐々に活発化しております。本市において、中日ドラゴンズの2軍本拠地の誘致について、どのように考えているのでしょうか。

そこで質問をいたします。(1) 誘致について。ア. 中日ドラゴンズの2軍本拠地の誘致について、どのような認識なのかお伺いいたします。現在、3社は、候補地の条件を3つ提示されております。イとしまして、誘致の候補地はどこを考えているのかお伺いします。誘致するには、土地の確保はもちろんのこと、他市より勝る強みが必要になってくるものと考えます。

(2) 誘致における優位性について。誘致における本市の優位性をどのように捉えているのか伺います。ドラゴンズは、セパ両リーグで唯一中部地方に本拠地を置く球団であります。2025年、ドラゴンズ2軍は、ファームで14年ぶり7度目の日本一に輝きました。2軍戦の2025年観客動員数は、1試合当たり約1,700人で、上位に位置しております。また、2026年からは、イースタン、ウエスタンの2リーグ制から、東地区、中地区、西地区の1リーグ3地区制となり、リーグの名称はファームリーグとなります。中日ドラゴンズは、人気球団でもある読売ジャイアンツと同じ中地区に属し、観客動員数の増加も期待されるところであります。このようなことから誘致における経済効果は一定量あるものと考えます。

(3) 誘致における波及効果について。誘致における本市の波及効果についてどのように捉えているのか伺います。

以上、誠意ある答弁を期待いたしまして、本項目についての1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

入江市長公室長。

○市長公室長（入江慎介）

それでは、質問項目1、中日ドラゴンズの2軍本拠地移転に伴う誘致について、

(1) 誘致について。ア. どのような認識なのかについてであります。

中日ドラゴンズの2軍拠点の誘致につきましては、地域経済の活性化や交流人口の増加に寄与するとともに、将来を担う子どもたちに夢や目標を与え、スポーツを通じて地域の一体感を高めることが期待でき、本市にとって大変有意義で夢のある取組であると認識をしております。ちょうど1年前、令和7年3月には、市制70周年記念事

業の一環としまして、6年ぶりにプロ野球オープン戦、中日ドラゴンズ対埼玉西武ライオンズを本市の総合運動場、以下市民球場と言います、で開催し、大変多くの皆様に熱戦をお楽しみいただくなど、本市とプロ野球とのつながりを改めて実感する機会となりました。

こうした事例も踏まえますと、2軍拠点の誘致は、都市イメージの向上をはじめ、年間を通じての来場者による地域経済の活性化や、交流人口の増加など、多面的な効果が期待されることから、本市の新たな魅力創出につながる可能性があるものと考えております。

一方で、球団が求める施設規模や用地の条件、交通渋滞や現在の施設利用者への影響、さらには、拠点運営に係る自治体支援の在り方などの問題もあることから、今後、球団が示す条件を精査した上で、誘致に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次にイ、候補地はどこを考えているのかについてであります。候補地につきましては、現時点では、具体的な場所を特定している段階ではございません。一方で、2軍拠点施設には、メイン球場やサブ球場、屋内練習場、選手寮、クラブハウス、駐車場などを整備するための十分な有効面積の用地が必要とされていると承知をしております。そのため、交通アクセスの利便性、用地面積の確保、周辺環境との調和といった観点から、総合的に検討していく必要があると考えております。

こうした観点から、これまでも市民に親しまれてきたスポーツ拠点であり、一定の敷地面積を有する市民球場周辺を1つの有力な候補地として、施設配置や既存インフラとの親和性、交通動線などを含め可能性の整理を進めているところであります。

次に(2)誘致における優位性について。本市の優位性をどのように捉えているかについてであります。本市の優位性につきましては、主に次の3点が挙げられると考えております。

まず、1点目であります。交通アクセスの面におきまして、本市は、東名高速道路、名神高速道路、中央自動車道の結節点に位置し、名古屋高速道路へのアクセスにも優れているほか、県営名古屋空港にも近接しております。また、名鉄小牧線により、名古屋都心部との往来も円滑であり、陸路、空路の双方において移動の利便性が高いことは、選手やスタッフの移動、さらには遠征対応の観点からも大きな強みであると認識をしております。

2点目として、スポーツ環境の面では、市民球場や南スポーツセンター、今年開催されます第20回アジア競技大会のバレーボール競技会場となるパークアリーナ小牧など、多様で充実したスポーツ施設を有しており、スポーツ振興に積極的に取り組んで

きた実績がございます。これらの施設環境は、2軍拠点として求められる条件を満たす可能性があるものと考えております。

3点目として、中日ドラゴンズとの地域的な親和性の面では、市民球場のオープン当初から、中日ドラゴンズのオープン戦が開催されており、プロ野球との関わりを積み重ねてきたことから、市民の関心や機運が一定程度醸成されている点も本市の強みであると認識をしております。

次に(3)誘致における波及効果について。波及効果について、どのように捉えているかについてであります。中日ドラゴンズの2軍拠点の誘致が実現した場合の地域経済への波及効果につきましては、交流人口の増加をはじめ、地域経済の活性化や町の魅力向上など、多岐にわたる効果が期待できるものと考えております。

具体的には、練習見学やファンイベント、練習試合の開催などにより、本市への来訪者が増加するとともに、選手やスタッフ、関係者の定期的な滞在が見込まれ、交流人口の増加につながるものであると認識をしております。これに伴い、宿泊施設や飲食店、商業施設などの利用増加など、地域消費の拡大による直接的な経済効果が期待できるほか、地元食材の活用による農業振興や、スポーツ用品店をはじめとする関連産業の活性化にも寄与するものと考えております。

さらに、スポーツを核とした町のイメージの向上や、メディア露出による知名度の向上といったシティプロモーション効果に加え、将来的な移住、定住の促進にも一定の効果が期待されます。また、子どもたちがプロ野球を身近に感じ、夢や目標を持つきっかけとなるなど、青少年の健全育成やスポーツ振興、地域コミュニティの活性化といった教育的、社会的な効果も大きいものと考えております。

過去の事例といたしましては、ナゴヤドーム開業時や日本シリーズ優勝時に、大きな経済波及効果があったとの報道や、沖縄県における複数球団のキャンプ誘致による地域経済の波及効果などが知られております。

以上は効果についてであります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、交通渋滞など、市民生活への影響、財政的な負担なども想定されます。そのため、引き続き他自治体の取組事例を調査研究しながら、効果と負担のバランスを十分に考慮し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（舟橋秀和）

余語議員。

○8番（余語 智）

御答弁、ありがとうございました。

(1) のアの認識については、本市にとって大変有意義で夢のある取組と認識されていることが分かりました。私は、この誘致は、とてつもないビッグチャンスと捉えています。野球で例えるなら、まさに自治体同士のペナントレースのようなもので、本市がこの誘致合戦で夢のホームランを打てるのかどうかという思いであります。また、球団が示す条件を精査した上で検討していくとのことではありますが、条件が出る前までに、可能な限り準備力を高めていくことが肝要だと思います。

さらに、拠点運営における自治体支援というものがどういったものなのか不透明ではありますが、この点も十分認識しながら精査をお願いいたします。

イの候補地については、上末にある小牧市民球場周辺を1つの有力な候補地として確認できました。ここで問題となるのが、市民球場を利用する市民の皆様への影響であります。また、球団は、既存の球場付きの候補地を望んでいるのでしょうか。先ほど申し上げました3つの条件の1つに、整備するための1つの有効面積が確保でき、約6万平方メートル以上で利用しやすい土地形状となっていることとあります。38年経過し一定の老朽化が進んでいる現在の市民球場を望まれるのかも精査が必要と考えます。

このようなことから、1つの候補地だけではなく、第2の候補地も考える必要があるのではないのでしょうか。そこで再質問をいたします。ほかの候補地は考えていないのかお伺いをいたします。

○議長（舟橋秀和）

入江公室長。

○市長公室長（入江慎介）

誘致を検討する以上、可能性を1つに限定するのではなく、柔軟な発想の下、幅広い視点で検討することが重要であると認識をしております。現時点では、一定の敷地面積を有する市民球場周辺を1つの有力な候補地として検討しておりますが、他の候補地の可能性を排除するものではありません。今後、球団から示される条件がより具体化した段階で、市民球場をはじめとする既存スポーツ施設との連携による相乗効果も含め、総合的に検討してまいります。

以上です。

○議長（舟橋秀和）

余語議員。

○8番（余語 智）

御答弁、ありがとうございました。

今のところ、市民球場周辺を1つの有力な候補地として検討しているが、ほかの候

補地の可能性もあることが確認ができました。過去を遡ること36年前の平成2年、バブル期のことであります。中日ドラゴンズの2軍練習場を本市の東部に整備する計画が持ち上がりました。その後、一定の用地買収は進んだものの、社会情勢等の変化により立ち消えになりました。どこを候補地とするのかは、幅広い視点で検討することが重要だと思います。

(2)の本市の優位性については、東名、名神、中央自動車道等の陸路、そして名古屋空港の空路も近接しているという大きな優位性、強みを認識されていることが確認できました。一方で、3つの条件の1つである候補地は来場者が公共交通機関で無理なくアクセスできる場所であることについては、本市は弱みであると思います。公共交通機関については、近隣の自治体とも連携し、広域的視点で利便性を考えていく必要があると考えます。こうしたことから、2軍拠点地を市単独で誘致する施設として捉えるだけでなく、周辺自治体と連携して誘致した広域的スポーツ施設として捉えることもできるのではないのでしょうか。

(2)の再質問をいたします。周辺自治体と連携した誘致について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（舟橋秀和）

入江公室長。

○市長公室長（入江慎介）

先ほど御答弁申し上げましたとおり、現時点では球団からの誘致の条件が示されていない状況であります。今後、条件が示され、検討を進める過程において、周辺自治体と連携することが誘致の実現可能性を高め、かつ市民にとって明らかに有益であると判断できる場合には、その選択肢を排除するものではなく、状況や段階に応じて、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

余語議員。

○8番（余語 智）

御答弁、ありがとうございました。周辺自治体との連携誘致が実現可能性を高め、市民の皆様には有益であると判断できるときには、柔軟に検討していくということが確認できました。

(3)の波及効果については、多くの効果が期待できるものと答弁をいただきました。交流人口の増加、スポーツ振興、青少年の健全育成など、計り知れないぐらいの波及効果があるものと思います。一方で拠点施設の周辺住民への影響は、十分な理解

を得るなど、丁寧な対応をしていく必要があります。

また現在のところ、経済波及効果を金銭的視点から示すことはできないと思いますが、本格的な検討に入った際には、市民の皆様への情報提供等は必要であると考えます。

このように、本格的な検討に入ると情報収集や調査が必要になってきます。さらに財政面、交通、観光、開発行為等、様々な調整を要することとなります。情報収集、再質問をさせていただきますけれども、情報収集や調査研究等を進めていくに当たり、庁内横断的な検討態勢を設置する考えはないのかお伺いします。

○議長（舟橋秀和）

入江公室長。

○市長公室長（入江慎介）

現時点では、市長公室、市長政策が中心となり、関係情報の収集及び課題の共有整理を行っている状況であります。今後、球団から具体的な条件が示され、検討が本格化した場合には、スポーツ振興、都市計画、観光振興、地域経済、交通、教育、財政など、幅広い分野にわたる検討が必要となることから、庁内横断的な体制を速やかに構築し、関係部署が緊密に連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（舟橋秀和）

余語議員。

○8番（余語 智）

御答弁、ありがとうございました。現時点では、秘書政策課を中心として対応していることが分かりました。

また、本格化した際には、庁内では横断的な体制を速やかに構築され対応していくことも確認ができました。なお、横断的体制をつくって検討していくその先には、やはり、責任の所在を明確にした部署を設置し、組織力を高めていく必要があると考えます。仮称ではありますが、庁内に中日ドラゴンズ2軍誘致推進室設置を提案いたします。

それでは、最後の質問をいたします。天野市長にお尋ねをいたします。本市の財政状況を見ると、直近5年の経常収支比率は90%前後で推移し、財政の硬直化が進んでいるのが現状であります。しかしながら、このドラゴンズの2軍誘致というものは、将来の小牧市の価値を高める投資であります。本市の将来世代に夢を届ける取組として、誘致に挑戦する価値は十分あると考えますが、改めて現時点の天野市長の考えをお伺いいたします。

○議長（舟橋秀和）

天野市長。

○市長（天野正基）

先ほどの市長公室長の答弁の繰り返しになりますが、中日ドラゴンズの2軍拠点の誘致は、本市にとっても、市民、企業、団体の皆様、そして子どもたちをはじめとする将来世代にとっても、夢と可能性を感じさせる大変魅力的な取組であると認識しております。現時点では、検討を進めている段階ではありますが、これは決して消極的な姿勢によるものではなく、夢ある構想を現実のものとするため、その可能性を真剣に見極めていく前向きな準備段階であります。今後、具体的な条件が示されれば、誘致に向けて本格的に始動することになりますが、その実現に向けて、可能性を広げながら検討を進めてまいります。

○議長（舟橋秀和）

余語議員。

○8番（余語 智）

御答弁、ありがとうございました。大変前向きで力強い決意、覚悟を感じました。結びとなりますが、もし本市への誘致が実現した場合、子どもたちをはじめ、市民の皆様方に大きな夢を与えるとともに、2軍拠点地を大きな基軸として、市政戦略を展開することができるものと考えます。また、スポーツを観戦することにより、交流人口の拡大、飲食、宿泊や周辺観光などの経済効果が期待され、いわゆるスポーツ資源とツーリズムを融合する取組であるスポーツツーリズムとしても期待されるところであります。

これから移転先公募の募集条件を公表される予定であります。準備力、組織力を高められ、大きな夢に向かって取り組んでいくことを期待いたしまして質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

（午前11時47分 休 憩）

（午後1時00分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、星熊伸作議員。

(星熊伸作議員 登壇) (拍手)

○18番(星熊伸作)

皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります質問項目2点について質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、視覚障がい者への支援について、(1)視覚障がい者歩行訓練事業について、障がい者の障害の有無に関わらず全ての人が尊厳を持って生活できる社会を実現することは、現代における重要な課題であります。障がいは決して個人ではなく、社会の側にある環境や制度との関係の中で生じる側面であるとした社会モデルの考え方が一般的となっています。そのため、多様な特性や困難を理解し、物理的、心理的な障壁を取り除いていく取組が求められています。互いが尊重し合い、支え合う姿勢を育むことが誰もが安心して参加できる共生社会の基盤となります。

視覚に障がいがある方は、移動の難しさや情報取得の制限、日常生活の負担、心理的、社会的な障壁などが様々あります。その方たちを支援する取組が行政側でも行われていますが、本市では、視覚に障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、視覚障がい者歩行訓練事業を実施しています。視覚に障がいのある方が、白杖を使用することで1人で町じゅうを歩いたり、バスや電車を利用して出かけられるようになることを目指します。

そこで、お尋ねします。利用状況についてお伺いいたします。

(2)視覚障がい者のサポート体制について。視覚障がいのある人にとって、公共施設内の移動には労力を伴います。特に視覚障がいのある方がお一人で移動しようとする場合、入り口から受付、各窓口やトイレ、エレベーターの位置が分からず、白杖を頼りに壁や床を探りながら慎重に進まなければなりません。案内表示が見えにくい、音声案内がない、職員の声かけが少ないといった状況では、自分が今どこにいるのかわからなくなり不安を感じます。また、人の往来や障害物に気づきにくく、ぶつかったり転倒したりする危険もあります。移動そのものに大きな労力を要し、本来の目的である手続や相談にたどり着くまでに疲弊してしまうこともあります。バリアフリー法では、高齢者や障がい者などが公共交通機関や建築物、道路などを安全かつ円滑に利用できる社会の実現を目的としていますが、そこでお尋ねいたします。

ア.公共施設内のサポート体制についてお伺いします。視覚に障がいがある方は、公共バスを利用するとき、バスの降車時に困ることが起こり得ます。目的地である最寄りのバス停に事前の到着アナウンスがなされたとき、いざ降りようとして降車ボタ

ンを押そうとするのですが、どこの位置にあるか分からずに、探すのに一苦労してしまう場面があります。その場合、運転手の方に大きな声を出して意思表示をするのも1つの手段ではありますが、たくさんの人が乗ってる状況では、そのような行動にはためらいが働きます。

こまき巡回バス「こまくる」は、乗車客がいないバス停は通過する場合があります。事前に運転手に降車したいバス停を伝える等の一連の流れの仕組みができれば、安心してバスの利用ができるかと思いますが、そこでお尋ねいたします。

イ. こまき巡回バス降車時の対応についてお伺いいたします。

(3) 視覚障がいへの理解促進について、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会を目指すためには、一人一人が障がいを身近なこととして受け止め、障がいのある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践していくことが重要であります。市内の視覚障がい者団体では、見えない、見えにくいということがどうということなのかというテーマを、実際、日常生活の中で困ることや、思わず失敗してしまう日常生活あるあるの実例をかるた形式にして対面で遊戯しながら理解してもらう取組をしています。

ここでカメラを前のほうに切替えをお願いいたします。

ここでかるたの紹介をさせていただきます。「あ」ですけれども、「空いてると思っていたら、座った膝の上」ということで、バスや電車などでの乗り物では、空席であっても視覚障がい者は分からないことがある、空いていると思っても失敗することがあります。白杖の人が乗り込んできたときは、空席があっても立っているときなど、空席の場所を教えてくださいと伝えております。次に「お」ですけれども、「お手伝いしましょうか。その声がけで救われる」、本当に視覚障がい者が困っているとき、パニックになっているときは声が出せなくなるときがあります。どうしても、立ち止まっているのか、どうしてうろうろしているのか気になる行動を見かけたら、どうしますか、お手伝いしましょうかなどと声がけをして伝えていきます。一部ですがかるたの紹介をさせていただきます。

また画面の切替えをお願いいたします。

こちらのかるたは、昨年の小牧市民まつり福祉展にも紹介されていきました。こういった地道な活動を広げていくために、市内のイベント時や人がたくさん集まる場で、視覚障がいへの理解促進のための啓発活動を本市として支援していくことは大変重要であると思いますが、そこでお尋ねいたします。市内での啓発活動についてお伺いします。

質問項目1の1回目の質問を終了します。誠意ある御答弁をよろしくお伺いいたし

ます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

山本福祉部次長。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目1、視覚障がい者への支援について（1）視覚障がい者歩行訓練事業について利用状況でございます。

視覚障がい者歩行訓練事業は、視覚障がい者に対し、視覚障がい者リハビリテーションワーカーと言われる歩行訓練士を派遣し、白杖を使用した歩行訓練や、目的地までの経路習得等の訓練を行うものでございます。

本市では、令和6年4月から特定非営利活動法人愛知視覚障害者援護促進協議会に委託して実施をしております。訓練は1回当たり2時間程度で、1人当たり年間12回を上限として訓練を受けることができ、訓練に係る自己負担はございません。

利用状況につきましては、令和6年度の利用者は10名で、利用回数は延べ48回です。令和7年度は、令和8年2月末までの実績になりますが、利用申請者は6名のうち4名が利用されており、利用回数は延べ12回でございます。

○議長（舟橋秀和）

江口福祉部部長。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして（2）視覚障がい者のサポート体制について。

ア、公共施設内のサポート体制についてであります。不特定多数の方が利用する一定の施設については、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法により全ての方がスムーズに利用できるように設備や案内表示などについて配慮を行うことが施設の設置者及び管理者に求められています。

サポート体制については、施設ごとに異なる部分がありますが、本庁舎で申し上げますと、点字による案内、手すりや点字誘導ブロック、呼出しインターフォンを設置するなどしております。

しかしながら、議員御質問のとおり、視覚に障がいのある方がお一人で移動することを考えますと、ハード面の整備だけでは不十分な面もあると思いますので、当事者の立場に立った声かけなど、当事者の不安を軽減できるよう、ソフト面での支援にも努めております。このため、障がい者支援等におけるバリアフリーを理解し、適切な支援が行えるよう、新規採用職員や新任課長職を対象に毎年研修を実施しているところであります。

○議長（舟橋秀和）

川島都市政策部次長。

○都市政策部次長（川島充裕）

続きましてイ．こまき巡回バス降車時の対応についてであります。

視覚障がいのある方がこまき巡回バス「こまくる」を利用された際の降車時の対応につきましては、車両に整備された放送設備により、次に停車するバス停留所の名称を音声でお知らせするほか、バス停留所に停車する旨についても御案内しております。また、「こまくる」車内には、国土交通省のガイドラインに定められた色彩や設置高さなどに沿った降車ボタンが設置されておりますが、白杖を持った障がいのある利用者から、乗車時に車内に設置された降車ボタンを押すことが難しいとの申出があった場合には、降車ボタンによるお知らせがなくても、お聞きしたバス停留所に停車する対応を行っております。

○議長（舟橋秀和）

江口部長。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして（3）視覚障がいへの理解促進について、市内での啓発活動についてありますが、障がいについての啓発活動につきましては、市ホームページへの情報掲載のほか、12月の障がい者週間に合わせた広報こまきへの特集記事の掲載、福祉展での啓発、ヘルプマークの啓発など、機会を捉えて啓発等に努めているところであります。

視覚障がいへの取組としては、当事者団体が実施する市民向けの講演会やイベントなどの支援に努めております。社会の中には、物理的なバリア、制度的なバリア、意識上のバリアなど、様々なバリアがあり、一人一人が気づいていない、気づけていないバリアも多々あると思いますので、こうしたバリアに気づき、取り除いていくことが必要であります。

昨年、11月14日にこまき勤労センターで、第58回愛知県視覚障害者福祉大会 小牧大会が開催され、安全な移動の確保や情報のバリアフリー化などについての協議や大会宣言などが行われておりますので、今後は、こうした内容も踏まえまして、視覚障がいをはじめ、障がいに対する理解促進につながる取組に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

星熊議員。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

（1）については、令和6年、7年の利用実績についてお答えをいただきました。今後も必要とされている方への情報発信、周知啓発に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（2）アについてですが、本庁舎内には、手すりや点字誘導ブロックの設置など、要所に視覚障がいがある方にも配慮されていることが分かりました。しかしながら、視覚に障がいのある方の移動を支援するためには、ハード面の整備だけでは不十分で、声かけなどで移動の不安を軽減されているとのことでした。

近年、スペインで開発されたもので、視覚に障がいがある方の移動や情報確保を支援するためのアプリ「ナビレンス」というものがあります。スマートフォンのカメラをタグと呼ばれる二次元コードに向けると情報が音声で読み上げられます。日本では、神戸市で最初に導入され、全国各地に広がってきています。山形県上山市では、市役所と図書館にタグが設置されました。市役所正面入り口には、タイル状に組み合わされたものが貼り出されています。アプリを入れたスマホをタグに向けると、ここは上山市役所の正面入り口です。点字ブロックに沿って右へ進むと会計課のフロアがありますと音声で読み上げられ、文字が画面に表示されます。視覚に障がいがある方は、自分でできることは人の手を借りることなく行いたいと思っている中で、音声案内で施設内の目的地の場所まで自力で移動できることは、バリアフリー化の観点からも大変重要なことでもあります。本市としても推進していただきたいと思いますが、そこでお尋ねいたします。公共施設内に「ナビレンス」を導入する考えはあるか、再質問させていただきます。

○議長（舟橋秀和）

江口部長。

○福祉部長（江口幸全）

「ナビレンス」につきましては、議員御質問のとおり、視覚障がい者の移動と情報の確保をサポートするアプリで、タグと呼ばれる二次元コードにスマートフォンのカメラを向けると、10メートルほど距離があっても施設内の位置や案内情報などが音声で読み上げられるもので、視覚に障がいのある方の移動支援に有効なものであると思います。

ナビレンスの導入に当たっては、対象施設の選定、タグの設置箇所や提供情報など、検討すべき事項もあり、またこうした分野の技術等の進化も早い状況にありますので、ナビレンスも含め、視覚に障がいのある方の移動支援に有効な手法等について、他自

治体の先行事例等を調査してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

星熊議員。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

ナビレンスは、昨年のお阪万博でも使用された優れた移動支援ツールでございます。導入に向け、自治体における先行事例も参考にさせていただきながら、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

(2) イについては、視覚障がい者に対する現在のこまき巡回バス「こまくる」の降車時の対応については理解いたしました。現在は、視覚障がい者から申出があった場合には、適切な対応をされているとのことでございますが、今後は、申出がなかった場合でも、視覚障がい者が乗車されたときには、車内アナウンスなどにより、運転手から案内していただくことを要望いたします。

(3) では、障がいについての理解促進を目的とした啓発活動について、12月の障がい者週間に合わせて取組もされていることが分かりました。ここで、障がい者の社会参加を支える重要な役割を担うガイドヘルプについて、外出支援サービスを通じ、障がいのある方の行動範囲を広げ、自立した生活をサポートするボランティア活動についてですが、外出の支援を行うボランティアの状況について、再質問させていただきます。

○議長（舟橋秀和）

山本次長。

○福祉部次長（山本格史）

外出の支援を行うボランティアの状況でございますけれども、視覚に障がいのある方の外出支援を行うボランティアにつきましても、個人の思いで活動されている方もおられますので、全てを把握できているわけではございませんが、市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの登録状況でお答えいたします。

登録は、ガイドヘルプ友の会の1団体で、会員数は直近の人数で29人とお聞きをしております。

以上です。

○議長（舟橋秀和）

星熊議員。

○18番（星熊伸作）

御答弁ありがとうございます。団体としては、ガイドヘルプ友の会が携わっていることが分かりましたが、近年、障がい者の権利保障や地域生活支援の重要性が高まる中、需要も増加傾向にあるかと思えますけども、外出を支援するボランティアの育成について再質問させていただきます。

○議長（舟橋秀和）

山本次長。

○福祉部次長（山本格史）

視覚に障がいのある方を支援する人材の育成につきましては、市社会福祉協議会のボランティアセンターが視覚障がい者の移動支援に必要な知識や技術を習得する障がい者ガイドボランティア養成講座を隔年で開催し、人材の育成や発掘に努めております。

また、市も困っている方への適切な声かけや、状況に応じた丁寧なサポートなど、その人に寄り添ったソフト面での支援も重要であることから、代読・代筆支援基礎講習会を隔年で開催し、視覚に障がいがある方への接し方などについて学ぶ機会を設けているところでございます。

以上です。

○議長（舟橋秀和）

星熊議員。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。多岐にわたり人材育成をされていることが分かりました。ありがとうございます。今後もニーズに合わせた取組を継続していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

今回のテーマを通して、障がいのある方が、ふだんどんなことで苦勞し、不自由にされているのかを少しでも理解していくことで、気遣いや配慮、ときに手助けをすることで地域共生社会の実現に向け大きな一歩になると実感いたしました。

視覚に障がいのある方が安心して地域で生活していくためには、移動の安全確保や情報取得の環境整備など、きめ細かな支援が欠かせません。点字ブロックや音声案内といったハード面の整備に加え、人的支援やICTの活用など、ソフト面の充実も重要です。誰もが安心して外出し、社会参加できるまちづくりを進めるため、引き続き、実効性ある支援の充実をお願いしまして質問項目1を終了いたします。

続いて、質問項目2、献血の推進について。（1）献血の普及啓発活動について。献血は病気やけがで輸血や血しょう分画製剤を必要とする患者さんの命を救うために行われます。血液は、人工的に作ることができず、長期保存も難しいため、安定的に

医療現場に供給するには、多くの人の継続的な協力が必要です。献血で集められた血液の約半分は輸血に、残りの半分は医薬品の原料として使用されます。献血には2種類があります。全血献血は血液中の全ての成分を採血する方法で、200ミリリットル献血と400ミリリットル献血があり、ほかに成分献血があります。日本赤十字社では16歳から69歳までの健康な方に献血を呼びかけておられます。

小牧市内で実施した献血の実績について、愛知県の資料に基づくと、過去3年で2022年の献血できた方は3,390人、そのうち200ミリリットルが103人、400ミリリットルが3,287人、2023年は3,563人、そのうち200ミリリットルが95人、400ミリリットルが3,468人、2024年は3,794人、そのうち200ミリリットルが78人、400ミリリットルが3,716人となっています。献血は、全国の常設献血ルームや献血バスで受け付けています。献血前には、問診や健康チェックが行われ、献血後は、休憩や水分補給が推奨されます。また、後日、血圧や脈拍、血液の検査結果が通知され、体の状態を把握することもできます。

本市では、日本赤十字社と連携して、小牧市役所で定期的に献血を開催されるなど、啓発活動を各所で行っているかと思えます。

一方で、献血ができる16歳になる前段階から献血の重要性を伝えている自治体があります。神奈川県藤沢市では、中学3年生に献血の大切さを詳しく知ってもらおうと、昨年2月、市内の私立、市立中学校計25校にパンフレットを配りました。配布されたのは、日本赤十字社が作成した献血を知ってもらうブック、献血の目的や手順などについてイラストや写真を用いて分かりやすく解説しています。大きさはB5サイズで、全21ページです。また、より幅広い年代への周知を進めるため、市立中学全19校の中学1年生から3年生向けとして、授業で使用するタブレット端末に、厚生労働省が提供する献血促進パンフレットのデータも送付しています。少しでも献血に意識を向けてもらうきっかけになるように取り組んでいます。

献血は、単なる医療行為の枠を超え、命をつなぐボランティア活動です。多くの人が継続的に献血に協力することで、医療現場に必要な血液製剤が安定的に供給され、患者の命を救うことにつながります。

長期間、献血を続けることで、社会貢献の実感や健康管理にもつながることになりますが、そこでお尋ねいたします。ア. 献血者の傾向についてお伺いいたします。イ. 献血者を確保する取組についてお伺いいたします。ウ. 中学生への啓発活動についてお伺いいたします。

質問項目2の1回目の質問を終了します。誠意ある御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

山本福祉部次長。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目2、献血の推進について。（1）献血の普及啓発活動についてのア．献血者の傾向でございます。日本赤十字社愛知県支部から提供を受けている資料等に基づいてお答えをさせていただきます。献血者の傾向ですが、議員御質問のとおり、市内各所の献血会場における献血者数は、令和4年度が3,390人、令和5年度が3,563人、令和6年度が3,794人で、人数は増加傾向でございます。また、令和6年度実績では、本市は赤十字血液センターが設置する献血ルームでの献血以外では、名古屋市を除き県内で5番目に多い状況となっております。

年齢別の割合につきましては、愛知県全体の令和6年度実績になりますが、50代が31%と最も多く、次いで40代が21%、20代が15%、30代と60代が14%、16歳から19歳までの10代は4.5%という状況でございます。日本赤十字社からは、昨今は30代、20代、10代の献血者が減少傾向にあるとお聞きをしております。

続きまして、イの献血者を確保する取組でございます。安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、市町村は、献血について住民の理解を深めるとともに、献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じることとされており、本市においても、日本赤十字社と連携して、献血に関する取組をしております。取組の内容ですが、まず、献血思想の普及などを目的として、市内の事業所の代表の方などで構成する小牧市献血推進協力会を組織し、年度ごとに必要とされる血液量を確保するための目標献血者数を定め、事業所等に献血の協力をお願いをしております。また、小牧産業フェスタやバラ・アジサイまつりなどの大規模なイベント会場でも、献血ブースを設置し献血を行っております。

周知につきましては、日本赤十字社が作成したポスターの掲示をはじめ、市ホームページやSNSを通じて献血会場や献血の必要性などを情報発信しているほか、ウォーキングアプリ「alko」で献血推進キャンペーンのチャレンジ企画を行うなどの普及啓発に努め、献血者の確保に取り組んでいるところでございます。

○議長（舟橋秀和）

江口福祉部部長。

○福祉部長（江口幸全）

続きましてウ．中学生への啓発活動についてであります。献血が可能な年齢は16歳であるため、中学生が献血をすることはできませんが、若年世代の人口が減少する

中で、今後も、継続的に血液の安定供給を確保するためには、これから献血可能年齢となる中学生への啓発も重要な取組であると考えます。

このため、本市では、献血を知ってもらう、興味を持ってもらうきっかけづくりとして、中学生が立ち寄ることが多い中央図書館に献血啓発用ポスターを掲示するなど、献血を身近に感じてもらえるよう普及啓発に努めております。

また、日本赤十字社は、小学校、中学校、高等学校などで青少年赤十字事業を展開しており、献血に関する普及啓発活動としてプロスポーツチームとコラボした献血推進ポスターやリーフレットなどを配布し、啓発等に努めております。そのほかにも、日本赤十字社には、模擬採血体験、血液献血セミナーなどの活動もありますので、こうした活動も活用しながら、献血の意義や重要性を学ぶ機会を提供するなどして、献血の理解促進に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

星熊議員。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。

（1）アのところでは、献血者の傾向について、50代、40代が多く、若い世代が少ないことが分かりました。イでは献血の取組について、大規模なイベント会場での開催や市ホームページやSNSを通じて、情報発信、普及啓発活動をされていることが分かりました。ウの中学生の啓発活動について、これから献血可能年齢となる中学生の啓発が重要な取組であることを認識していただきました。

既に日本赤十字社が作成したポスターを活用した普及啓発活動がなされていることが分かりました。今回、私が提案させていただいたパンフレット、献血を知ってもらうブックが配布されたものが手元に渡ることで、よりいつでも献血の大切さを知っていただく機会を与えていただければと思います。

ここで再質問します。先ほど、献血者の人数を述べさせていただきましたが、200ミリリットルが少ない理由について、再質問させていただきます。

○議長（舟橋秀和）

山本次長。

○福祉部次長（山本格史）

日本での献血は、かつては200ミリリットル献血のみの時代がありましたが、日本人の体格が向上したことなどもあり、昭和61年に400ミリリットル献血が導入をされております。

これは、血液を輸血する際に患者の副作用、発熱や発疹でございますけれども、こういった副作用の可能性を低くするため、血液の混在を極力低くすることが狙いで、日本赤十字社では、体重などの要件を満たす方については、できる限り400ミリリットル献血をお願いをしているため、200ミリリットル献血は減少しているとお聞きをしております。

また、献血は、16歳から可能となりますが、採血による副作用などの体調面への配慮から、男性は17歳、女性は18歳までは400ミリリットル献血ができないため、200ミリリットル献血の主な対象は高校生世代となります。日本赤十字社も、高等学校へ献血バスを出しておりますが、献血量が400ミリリットルと比較して少ないため、限られた時間内に必要な献血量を確保することが難しくなることや、高等学校の授業カリキュラムの都合等により、献血バスの派遣回数も減少しているとお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（舟橋秀和）

星熊議員。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。ありがとうございます。

200ミリリットルの献血が少ない理由が分かりました。私も小牧市役所において献血が行われたとき、協力させていただいているんですけれども、そこでもやっぱり400ミリリットルしかなかったかと思います。私も、これを契機にまた引き続き献血に協力させていただきたいと思います。

もう一つ、再質問させていただきます。献血者の傾向として、若者の献血者が少ない傾向ではありますが、若い世代に対しての啓発についてお伺いいたします。

○議長（舟橋秀和）

江口部長。

○福祉部長（江口幸全）

献血につきましては、現在は中高年層が中心を担っておりまして、特定の年齢層への依存度が高い状況であります。このため、若年人口の減少という人口構造的な問題はありますが、献血への関心や認知度を、若い世代にいかに浸透していけるかが課題であると認識しております。

若い世代への啓発については、献血の予約やポイントをためて記念品と交換できるなど、利便性の高いウェブ会員サービスアプリ「ラブラッド」の登録の呼びかけなどを行い、若い世代に興味や関心を持ってもらえるよう努めているところであります。

また、日本赤十字社も若い世代に人気のキャラクターとコラボした記念品を用意しており、本市の記念品についても、若い世代が好む記念品にするなどの工夫をしているところであります。

今後は、若者が集う機会を活用した啓発も、若年層の意識醸成に有効な手段の1つと考えますので、成人祝賀式会場で、二十歳の献血キャンペーン動画による周知啓発を行うなど、若い世代に届く取組を意識し、若い世代の献血者確保につながる啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

星熊議員。

○18番（星熊伸作）

御答弁いただきました。ありがとうございます。いろんな場面で御尽力されていることが分かりました。また、成人式とかそういったところでも、成人祝賀式でも、そういったところで周知啓発を行っているということで、大変期待しております。また、献血に御協力していただいた方に記念品をお渡しされていることで、献血へのよいきっかけとなっているかと思えます。

献血を必要とする患者の命を支えるためには、安定した血液の確保が欠かせません。血液は、日々必要とされているものであり、継続した献血の協力が求められます。本市においても、献血の意義を広く周知し、より多くの市民が参加しやすい環境づくりを進めることをお願いしまして、私の質問を全部終了します。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、佐藤早苗議員。

（佐藤早苗議員 登壇）（拍手）

○9番（佐藤早苗）

皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目2件について質問させていただきます。

質問項目1、家庭ごみの再資源化率向上についてです。本市では、資源循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化及び再資源化の推進に取り組んでいます。生ごみの堆肥化や園芸を楽しんだ後の園芸用土の処分、またその再利用など、市民ニーズは多様化しています。

本市の家庭ごみの中で、生ごみの占める割合は、調理くずと食品ロスを合わせると約37%を占めています。その再資源化率の一層の向上を図ることは、ごみ全体の減少

だけでなく、焼却処理施設の負担軽減やCO₂削減、さらには埋立地の延命にもつながります。これは、暮らしやすいまちづくりの推進にもつながる重要な取組であると考えます。

市政70周年記念事業として、生ごみ処理機の購入費用助成を70%に引き上げるとともに、生ごみの堆肥循環制度を設け、市民参加による資源循環の事業を実施されてきました。

そこで伺います。(1)生ごみの再資源化について、ア.取組について伺います。イ.排出量の推移について伺います。(2)家庭で不要になった園芸用土のリサイクルについてです。家庭で園芸を楽しむ市民は多く、プランターや植木鉢で季節ごとに花の植え替えの際に出る大量の不要な園芸用土がたまり、処分にお困りのマンションにお住まいの方から御相談をいただくことがあります。他自治体では、不要となった園芸用土を民間企業と連携してリサイクルしているところがあります。ホームセンターカインズでは、不要となった園芸用土の無料回収を行っています。店頭でふるいなど、土や植物などの不純物を取り除き、購入したときの空袋に入れて回収箱に入れます。その後は、高温で焼成、殺菌され、再び循環型の園芸用土としてリサイクルされているそうです。2024年の環境省グッドライフアワードにおいて、実行委員会特別賞を受賞しているすばらしい取組です。

本市において、土の処分はどのような扱いになっているのか伺います。ア.法的な位置づけについて伺います。現在のイ.処分方法について伺います。

以上で質問項目1の1つ目の質問を終わります。御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

落合市民生活部部长。

○市民生活部部长（落合健一）

それでは、質問項目1、家庭ごみの再資源化率向上について、(1)生ごみの再資源化についてのアで、その取組についてであります。令和2年3月に、本市のごみ処理政策の根幹となる小牧市ごみ処理基本計画の見直しを行い、さらなる資源循環型社会の構築に向け、様々な取組を推進していく中で、生ごみの減量化、再資源化についても鋭意取り組んでおります。

現在、家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化に向けた取組の1つとして、生ごみ処理機やコンポスト容器など、家庭で使用する生ごみ処理機器の購入費に対して補助制度を設けております。この補助制度につきまして、今年度は市政70周年の記

念の年で、健康と環境に重点を置いた施策を進める年でもあったことから、時限的に補助率と補助限度額を増額したところですが、2月末現在で、206件の申請をいただいたところであります。

しかしながら、これだけ多くの皆様が機器の購入をしていただいても、生ごみ処理機器を使用してできた堆肥などを活用することができないなどの理由により、購入から数年後には生ごみ処理機器の使用をやめてしまう方が一定数おられます。このため、生ごみ処理機器のうち、補助申請が多かった生ごみ処理機を継続して使用していただくことを目的として、令和7年8月から令和8年1月までの半年間、生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみを、市内3か所の資源回収ステーションで受入れ、堆肥化する実証実験を行いました。ここで精製された堆肥の一部を、いきいきこまき環境フェアで無償配布を行いました。市民の皆様大変好評を得たところであります。

○議長（舟橋秀和）

小川市民生活部次長。

○市民生活部次長（小川真治）

続きまして、イ．排出量の推移についてであります。燃やすしかないごみに含まれる生ごみの排出量の推移について、生ごみの再資源化を検討し始めた令和5年度から実施しています、燃やすしかないごみの内容物調査結果を基に、令和5年度から令和7年度までの3年間の実績でお答えをさせていただきます。

令和5年度の燃やすしかないごみの総量は1万9,713トン、うち生ごみの量は約52%の1万294トン、令和6年度の燃やすしかないごみの総量は、1万9,001トン、うち生ごみの量は約37%の7,106トン、令和7年度の燃やすしかないごみの総量は、1月末までの10か月間となりますが、1万5,866トン、うち生ごみの量は約42%の6,632トンであります。

○議長（舟橋秀和）

落合部長。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、（2）家庭で不要になった園芸用土のリサイクルについてのアで、法的な位置づけについてであります。昭和46年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法が施行され、同年の厚生省環境衛生局長からの通達により、土砂は自然物として位置づけ、廃棄物処理法で定義される廃棄物の対象外としておりますので、園芸用土についても同様の扱いとなります。

しかしながら、園芸用土に肥料や野菜くずなどの異物が混入している場合は、廃棄物に該当する可能性がありますので、本市では廃棄物として処理をしております。

次にイで、その処理方法についてであります。本市における家庭で不要になった園芸用土の処理方法については、燃やすしかないごみや粗大ごみなどの小牧岩倉エコルセンターで熔融処理するごみとは違い、埋立てごみになるため、他の土と同様に原則ごみ集積場での収集は行わないこととしており、直接小牧岩倉エコルセンターに搬入いただくよう案内をしております。ただし、直接持ち込むことが困難な方もいらっしゃいますので、破砕ごみ用指定袋、赤袋の10リットル袋1袋であれば、ごみ集積場に排出していただけるよう弾力的な運用をしているところであります。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

○9番（佐藤早苗）

御答弁、ありがとうございます。（1）のアですが、市民の方から生ごみ処理機のほうは、現在206件の申請があったとのことでした。そして、その生ごみ処理機から出た乾燥生ごみを回収して、精製された堆肥をいきいきこまき環境フェアで無償配布をされ、大変好評を得たということでした。

（1）のイで、生ごみの量は、令和5年から令和6年度は大きく減っているようですが、令和6年度から令和7年度は、少し10か月間のデータですが、やや増えている可能性があります。生ごみは、依然として燃やすしかないごみの中で多くの割合を占めている状況になっていると思います。

ここで（1）について、再質問させていただきます。生ごみの堆肥循環制度の今後の展望について伺います。

○議長（舟橋秀和）

落合部長。

○市民生活部長（落合健一）

生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみの資源循環実証実験については、先ほど御答弁申し上げましたとおり、いきいきこまき環境フェアで堆肥化したものを無償配布したところ、市民の皆様にご好評を得たところであります。また、実証実験に参加された方のアンケートからも、この事業の導入を希望する声を多くいただいたところであります。

一方で、乾燥生ごみ提供者が限定的であること、卵の殻、タマネギの皮など、堆肥化しづらいものの混入や、排水溝ネット、紅茶バッグなどの異物混入といった課題が出てまいりました。

また、乾燥生ごみを適切に堆肥化するため、職員による定期的な管理が必要になる

など、制度を運用するための課題も見えてきたところであります。

今後は、これらの課題を解決し、継続して利用いただける仕組みを構築した上で、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

○9番（佐藤早苗）

生ごみの堆肥循環制度に関しては、課題を解決しながら、本格導入について検討を進めていただけたとのことでした。生ごみの中には、食品ロスでまだ食べられるのにもかかわらず捨てられてしまうごみも含まれていると思います。

本市では、食品ロス削減推進計画を、令和8年度より新たに策定されます。

そこで再質問です。食品ロス削減に対する主な取組を伺います。

○議長（舟橋秀和）

落合部長。

○市民生活部長（落合健一）

本来、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品、いわゆる食品ロスの削減は、食料の多くを輸入に依存している我が国において喫緊の課題となっております。

このような中、本市におきましても、現在、改定を進めている小牧市ごみ処理基本計画に、新たに小牧市食品ロス削減推進計画を盛り込み、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、食品ロス削減のための取組を実施することで、食品ロスの発生抑制と減量化を推進しようとしているところであります。

その内容といたしまして、食品ロス削減につながる30・10運動や、手前取り運動、食品廃棄物の発生抑制につながるフードドライブに関する情報などを、市広報や市公式SNSなどのあらゆる情報媒体を活用して周知啓発を行うとともに、次世代を担う小中学生の意識改革を図るため、小中学校の総合学習へ職員を派遣するなど、啓発活動をこれまで以上に推進してまいります。

また、食品ロスの削減は、市民一人一人が主体的に取り組むことが重要であることから、個々に手軽に始められる取組として、ごみを出さない調理方法エコクッキングや、余った料理を活用したエコレシピなどの普及啓発にも努めていきたいと考えております。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。食品ロスは、どれも市民の皆様の御協力が不可欠だと感

じました。30・10運動や、手前取り運動とか、エコクッキングなど、一人一人の簡単な工夫で大きく削減できることだと思いますので、私も今後、しっかり心がけていきたいと思います。食品ロス削減を進めるための自治体ネットワークがあります。例えば、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会は、令和8年3月時点で、451の自治体が参加して、消費者庁、農林水産省、環境省など、国の関係省庁とも連携しながら、食品ロス削減の取組を進めています。

ここで再質問ですが、これらの自治体ネットワークなどの団体に参加するお考えはないか伺います。

○議長（舟橋秀和）

落合部長。

○市民生活部長（落合健一）

食品ロス削減に係る団体については、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を含め、複数存在することは承知しております。議員御紹介の全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会につきましては、食べきり運動などを推進することを3Rの推進及び食品ロス削減を目的として、福井県を中心に451自治体が加入しており、愛知県内では、名古屋市や一宮市をはじめ、9の自治体が参加しているところであります。

本市といたしましては、加入自治体の取組状況などを確認するなど、他の食品ロス削減に係る団体を含め、調査研究してまいりたいと思います。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。他の自治体の取組状況を確認したり、また逆に小牧市は5Rの取組をされているので、もう本当にアピールできる場でもあると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

続きまして（2）ですが、アのところで、本市では、土を廃棄物、いわゆるごみとして扱っているという御答弁でありました。（2）の1で、土の処分は、原則小牧岩倉エコルセンターへ持込みをします。持込み困難な場合のみ赤袋10リットルを1袋まで、ごみ集積場に排出することができ、最終的には埋立てをされるとのことでした。

ここで再質問ですが、園芸用土を埋立てごみとして処理するのではなくて、再生し、循環利用する資源として位置づけることで、ごみ減量と資源循環の両立がさらに図れると思いますが、園芸用土を資源として位置づけるお考えはないか伺います。

○議長（舟橋秀和）

落合部長。

○市民生活部長（落合健一）

本市の資源については、関係法令や独自の調査研究に基づき、現在の分別区分は17品目となっております。新たに分別区分を設ける場合、収集体制や処理に要する費用の増額、市民の分別の手間や新たな指定袋導入による経済的負担が増えることなどが想定されるため、本市の実情を踏まえ、導入することによる実効性や持続性など、十分な調査を行う必要があるとともに、慎重に進める必要があります。このため、現時点で、園芸用土を資源として位置づける考えはございません。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。現時点では、園芸用土を資源として位置づけるお考えはないとのことでありました。

最後の再質問になりますが、ホームセンターカインズなど民間企業と連携した資源循環の実証実験の可能性について伺います。

○議長（舟橋秀和）

落合部長。

○市民生活部長（落合健一）

民間企業と連携した園芸用土のリサイクルについては、本市で確認できたもので、京都府亀岡市、群馬県前橋市、東京都昭島市など、7の自治体があり、県内では名古屋市と岡崎市が株式会社カインズと包括連携協定を締結しております。本格導入している自治体もありますが、多くの自治体の実証期間中であり、利用者の排出状況を確認の上、本格導入するかどうかの判断をすることとしております。

園芸用土を含めた土の処分方法は、自治体では適正に処理できない困難なものとして民間企業に委ねるケースも多く見られますが、本市では、園芸用土を含めた土を、市が適正に収集、処理していることから、市民の皆様から市に対して再資源化を要望する声は特になく、これまで具体的な検討には至っておりません。しかしながら、民間企業を主体としたこのような取組は、資源循環の観点から非常に有効であると考えております。

今後は、先行自治体の実証結果を注視するとともに、また同様の取組を希望される民間企業があれば、積極的に連携について検討していきたいと考えております。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

〇9番（佐藤早苗）

民間企業を主体とした取組は、資源循環の観点から非常に有効であると考えているというお答えで、先行自治体の実証実験を注視するとともに、また同様の取組を希望される民間企業があれば、積極的に連携について検討をしていただけるとのことでした。生ごみや土を含めた家庭ごみからの資源循環型社会づくりが、さらに進むことを期待しまして、質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、学校現場における選定療養費についてです。学校で子どもがけがをしたり、体調を崩したりして、学校の判断で救急搬送された際、救急搬送先の医療機関によっては、緊急性が低いと判断された場合に、選定療養費が発生し、保護者負担となるケースがあります。選定療養費とは、本来、紹介状なしで、大病院を受診した場合に患者が負担する保険外費用で、地域医療の役割分担を進めるために国が定めた制度です。金額は、例えば小牧市民病院の医科ですと、医療費に加え7,700円、歯科、口腔外科ですと医療費に加え5,500円の負担となります。こども医療、後期高齢者医療、母子医療の方や、救急車で来院された方、時間外や休日に救急外来に来院された方も、診療後、そのまま入院となった場合などを除き徴収対象となります。学校からの救急搬送も例外ではありません。それが保護者のよきせぬ経済的負担となり、生活困窮世帯にとっては深刻な課題となります。

学校現場の先生方におきましては、救急要請の際に、緊急性が高いのか低いのか、医療的な見極めとか判断が難しいケースがあるのではないかと思います。例えば、熱中症であるとか、アレルギー症状などが考えられますが、要請をためらうときがあるのではないかと思います。しかし、ためらいによって子どもたちの命を守る救急要請が遅れるようなことは、あってはならないと思います。

ここで確認ですが、救急車は命を守るための救急車両でありますので、適正利用が大前提であることは言うまでもありません。実際に、水戸市では、体育の授業中、生徒がバドミントンのラケットで顔のまぶた付近をけがをして、学校が救急車を要請した結果、病院で緊急性なしと判断され、保護者に選定療養費が請求された事例など、令和7年1月から3月までの間に2件発生しました。学校のためらいや、保護者とのトラブルにつながる懸念が高まったことから、市は、保護者の予期せぬ負担を軽減し、学校において、安心して救急要請できる環境を整えるために、選定療養費を市が全額助成する新たな制度を令和7年6月に創設しました。

本市におきましても、同様の事例が発生する可能性があるのではないかと思います。ここで質問させていただきます。（1）学校からの救急要請について、発生件数について伺います。（2）選定療養費の助成について、県内の他自治体での選定療養費の

助成の導入状況について伺います。

以上で、質問項目2の1つ目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

岩本教育部次長。

○教育部次長（岩本 淳）

質問項目2、学校現場における救急搬送時の選定療養費についての（1）学校からの救急要請について、発生件数についてであります。

学校からの救急要請による救急搬送について、令和4年度からの小中学校合わせた件数でお答えします。令和4年度は49件、令和5年度は32件、令和6年度は39件、令和7年度は、2月末現在で41件であります。

次に（2）選定療養費の助成について、県内の他自治体での選定療養費助成の導入状況であります。県内自治体では、豊橋市が市立小中学校や、放課後児童クラブ等で救急搬送した際に助成を行っております。また、尾張部では、半田市は、市立半田病院と市の間で、学校管理下の搬送では選定療養費を徴収しない取扱いをしております。その他の尾張部の自治体では、選定療養費に対する助成は行っておりません。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。（1）について、各年度の学校からの救急搬送の数が分かりました。ありがとうございます。

（2）について、豊橋市や半田市が選定療養費の助成を行っているとのことでした。県内でもまだ多くの自治体が導入しているわけではありませんが、子どもたちの命を守るための救急搬送が、保護者にとって経済的不安要素とならないように、また学校現場においても、安心して救急要請ができる環境整備のために再質問をさせていただきます。

本市におきましても、学校現場における選定療養費助成制度を設けるお考えはないか伺います。

○議長（舟橋秀和）

矢本教育部部長。

○教育部長（矢本博士）

選定療養費の助成制度の創設につきましては、まだまだ他自治体の事例が少なく、

また、導入された自治体における助成対象者につきましては、学校管理下の児童生徒のみではなく、自治体全体で対象者が決められている状況であります。

また、国の医療政策の1つであります選定療養費制度につきましては、医療機関の機能分化、すなわち初期の治療は地域の診療所、高度専門医療は大きな病院でという役割分担を推進するために設けられた仕組みであり、助成制度の創設によりまして、その役割分担が機能しなくなるおそれがあるという弊害につきましても慎重に考えるべきものと考えております。

そのため、市教育委員会といたしましては、現時点で学校管理下の児童生徒を対象とした助成制度を創設する考えはなく、他自治体の動向などを注視していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

佐藤議員。

○9番（佐藤早苗）

御答弁いただきました。

教育委員会では、現時点では、学校管理下の児童生徒を対象とした助成制度を創設する考えはないということをございました。（2）の答弁にもありましたように、既に、この制度を導入している自治体では、市内の小中学校とか、放課後児童クラブなど、あと幼稚園とか保育園とか、認定こども園などで発生した場合も助成をしている自治体があります。

今回、この質問は、教育委員会にさせていただきましたが、小牧市は、子ども政策に力を入れていただいております。子どもの命と保護者の負担軽減、学校現場の安心のために、今後、自治体全体の取組として御検討いただくことを要望させていただきます。全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に小川真由美議員。

（小川真由美議員 登壇）（拍手）

○20番（小川真由美）

皆様、こんにちは。三寒四温の候、最近では、暖かさも増し、いよいよ小牧山城の桜のつぼみも膨らんでまいりました。先ほどのお昼休憩を利用いたしまして、小牧山城を歩き、そしてベンチに座り、手作り弁当を食べて春を感じてまいりました。本日は、暖かく多くの方がウォーキング、そして散歩をして、ベンチに座り楽しんでおられました。小牧山の桜まつりが楽しみであります。

そして、新市長におかれましては、御就任、おめでとうございます。

今回は、質問項目 2 件であります。分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

質問項目 1、ウォーカブルなまちづくりについて、(1) 現状について、ウォーカブルなまちづくりとは、歩くことが楽しい、歩きやすいを意味するウォーカブルの概念に基づき、車中心から歩行者中心へと転換し、人々が快適に過ごせる居心地がよく歩きたくなる町なかを創出する取組です。国土交通省が推進しており、多くの自治体で取組が加速しております。市の現状を伺います。

(2) 健康促進について、歩くことは、生活習慣の予防や高齢者のフレイル予防につながります。結果として、医療費の抑制にもつながります。市の見解を伺います。

(3) ベンチの設置について。ベンチを置くまちづくりは、単なる休憩スペースの設置にとどまらず、歩道の居場所化、交流の促進、高齢者の外出支援、滞在時間延長による地域経済の活性化、ウォーカブルなまちづくりを示す包括的な取組です。ベンチの設置により、住民や来街者が安心して過ごせる空間が醸成され、歩行距離が伸び、健康度や幸福度の向上が期待されます。市のシンボル道路や重要な箇所にもっとベンチの設置をお願いしたいが、所見をお尋ねいたします。分かりやすい答弁をよろしくお願い致します。

○議長（舟橋秀和）

質問項目 1 について答弁を求めます。

舟橋都市政策部長。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

質問項目 1、ウォーカブルなまちづくりについて。(1) 現状について、市の取組の現状についてのお尋ねであります。

本市では、令和 4 年 3 月に小牧市中心市街地グランドデザインを策定し、小牧山や中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまちを町の将来像として掲げております。そして、この将来像の実現に向け、市のシンボルである小牧山や小牧こども未来館、中央図書館などの魅力的な地域資源や公共施設を市の玄関口である小牧駅から小牧山までのエリアで面的につなげ、歩いてみたくなる回遊性のある町なかを目指すこととしております。

こうした歩いて楽しめるまちの実現に向けた令和 7 年度の取組状況としましては、さきの牧政会の代表質問で佐藤悟議員にお答えしましたとおり、ラピオ周辺での公共的空地を利用したキッチンカーの設置や、小牧駅と小牧山の間に位置する小牧山イーストパークの整備などを行ったところであります。

○議長（舟橋秀和）

駒瀬健康生きがい支え合い推進部部長。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

続きまして（２）健康促進につきまして、市の見解をお尋ねいただきましたが、国が推進しておりますウォーカブルなまちづくりは、単に歩行空間を整備するだけではなく、市民の皆様が日常的に歩く機会を増やし、健康づくりの基盤となる環境を町全体で整える取組であると認識しております。

議員もおっしゃられましたとおり、歩くことは、生活習慣病の予防や筋力低下を防ぐことによる高齢者のフレイル予防に効果があることが多くの研究で示されており、歩きたくなる環境づくりは、市民の健康づくりに直結する施策であります。特に高齢者の方にとりましては、外出機会が増えることで、身体機能の維持向上、社会的孤立の防止、さらには、認知症予防への好影響といった多面的な効果が期待されます。こうした健康づくりの進展は、結果として、生活習慣病の発症抑制や重症化予防につながり、将来的な医療費の抑制効果も期待できるものと考えております。

本市では、歩くことを通じた健康づくりを後押しする取組として、本市が独自に開発したウォーキングアプリ「a l k o」を提供しており、これまでに累計3万1,000人を超える方々にダウンロードをしていただいております。このアプリの活用を通じて、日常的に1日1時間以上歩いている壮年期の市民の割合が増加するなど、市民の歩く習慣の定着に着実な成果が現れております。

また、ヘルスラボ・こまきでは、管理栄養士や運動トレーナーなど、健康づくりの専門職が常駐し、体組成計による健康状態の見える化や個別相談のほか、歩数や早歩きの間時間も計測できる活動量計の無料貸出しと、利用状況を踏まえた専門的なアドバイス、さらには、ウォーキングをはじめとした定期教室やセミナーの開催など、市民の皆様が気づき、きっかけ、習慣化というサイクルで健康づくりに取り組める環境を総合的に整えております。

本市といたしましては、ウォーカブルなまちづくりを単なる都市整備の視点にとどめることなく、a l k oやヘルスラボ・こまきを核とした健康施策と連携した総合的な取組として推進し、市民の皆様の健康寿命の延伸につながるまちづくりを進めてまいります。

○議長（舟橋秀和）

舟橋部長。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

続きまして（３）ベンチの設置について。市のシンボルロードや主要な箇所へのベンチの設置についてであります。ベンチの設置につきましては、議員御指摘のとおり、

歩道の居場所化、交流の促進、来街者の滞在時間の延長や高齢者をはじめ、多くの方々の外出促進などが期待でき、にぎわいの創出につながるものと考えております。

しかし、ベンチの設置という単独の施策では、歩道の居場所化や交流の促進、滞在時間の延長や外出促進に対する効果は限定的であり、ベンチの利用環境を整えるとともに、効果的に配置することも必要であると考えております。

こうした中、本市のランドマークである小牧山と、本市の玄関口である小牧駅を結ぶシンボルロードにおきましては、歩行者が楽しく快適に歩けるよう、統一的な景観に配慮した整備を行い、歩道上には、歩行者が休憩できるよう、石材スツールが設置されていますが、あまり利用されておられません。このため、さきの牧政会の代表質問で佐藤悟議員にお答えしましたとおり、歩道のみならず沿道の公共的空地の活用や、沿道飲食店等との一体的な配置を念頭に、既存の石材スツールに擬木の座面を取り付け、座りやすいベンチに改良し、飲食やウオーキング時の休憩などに使っていただけるような場所での設置を進めているところであります。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

小川議員。

○20番（小川真由美）

答弁いただきました。現状については分かりました。

そして、（2）の健康促進についてで再質させていただきますが、答弁の中でも、ウオーキングアプリ a l k o の活用や、ヘルスラボ・こまきでの取組が答弁されました。特に、ヘルスラボ・こまきで実施するウオーキングに向けた具体的な取組があれば、御答弁いただきたいと思っております。お願いします。

○議長（舟橋秀和）

駒瀬部長。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

さきの2月11日に開催いたしましたヘルスラボ・こまき1周年記念の大規模イベントでは、正しい歩き方のポイントや、健康効果のある中強度のウオーキングの教室と、膝、足のトラブルを避けるセルフケアの教室を特別講座として実施しました。立ち見の方も出るほど、大勢の市民の方に御参加いただき、実際にアリーナ内を歩きながら正しい歩き方を学んでいただきました。

また、ヘルスラボ・こまき独自の取組として、2月18日からラピオ館内を歩いて気軽にウオーキングを体験できる全天候型ラボウォークを実施しております。

この全天候型ラボウォークでは、歩数に応じた3つのコースを設定し、設定したコ

ースを歩いた方に特別な認定証をお渡しすることで、天候に左右されず楽しく歩いて健康習慣を身につけていただく取組となっております。

今後も、ウォーキングをはじめとした健康に関する様々な教室などに多くの市民の皆様気軽に御参加いただくことで、ヘルスラボ・こまきの周知と利用促進を図っていきたいと考えております。

以上となります。

○20番（小川真由美）

ウォーキングに向けた具体的な取組を今お答えいただきました。ありがとうございます。

それで、今、部長が最後に言われた、こういった新しいコースもされてるって言われてるんですけど、やはりこのヘルスラボ・こまきを多くの方に知っていただきたいと思います。周知や利用促進を図っていききたいということではあると思うんですが、私、先週の金曜日に改めてヘルスラボに行ってまいりました。実は、我々1年前に議員視察で、オープンしたときに足を運びさせていただき、視察をさせていただいたんですが、それから、今現在新たなマシン、機械が入りまして、皆様も御存じだと思うんですけど、マシンピラティス、よく伸びたり縮んだりするそういった機械を活用したり、ボディベースといった新しいマシンを導入されておりました。これは予約制ということですので、ぜひ私も次回は予約して利用して、もっと多くの方に知っていただきたいと思います。

現場の声を聞きますと、やはりまだ知らないとか、知っていても入りにくいという声があるということもお聞きしました。ですので、もっと多くの方にこのヘルスラボを利用していただくように、より周知に向けて新年度の新たな取組があれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

より多くの市民の方にヘルスラボ・こまきを知っていただき、御利用いただくために、新たにラピオ5階の多世代交流プラザ内にヘルスラボ・こまきまでのルートを表示し、5階にお越しの利用者が迷わずに御来館いただけるよう、改善をしていきたいと考えております。

そして、ヘルスラボ・こまきの周知と利用促進を図り、より多くの市民の皆様ウォーキングに取り組んでいただきたいと考えております。

以上となります。

○20番（小川真由美）

御答弁ありがとうございます。いよいよ、新年度には分かりやすくルートを表示し

ていただけるという答弁だったと思います。

西側のエレベーターから上がってきますと、ヘルスラボは目の前ですので、分かりやすいんですが、やはり東側やエスカレーターから上がってまいりますと、なかなか場所が分かりづらいという声が多いですので、しっかりとルートを分かるように作っていただきまして、周知のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、(3)のベンチの設置について再質問をさせていただきます。

答弁の中には、効果的に配置していくということでありました。実際、私もシンボルロードを歩いてみますと、新しくできましたこまき山イーストパークの歩道といいですか、中には、すてきなベンチが設置されておりまして、多くの方が座ってのんびりされて、本当に空間的にいいなと感じました。

しかし、先ほど部長からも答弁がありました、石材スツールですか。ちょっと小さな座るところがあるんですけど、植栽と、やはり造りが石材ということで、分かりづらいというのもありましたので、分かりやすいようなベンチと、これからも皆さんにゆっくり座っていただけるような空間づくりをお願いしたいと思います。

そこで、シンボルロードの話はありましたが、やはり地域それぞれには皆さんが歩かれる場所も多いと思いますので、他の地域でも主な歩道などにベンチを設置するなどのお考えがないかお聞かせください。

○都市政策部長（舟橋朋昭）

国が推進するウォーカブルなまちづくりにつきましては、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力向上させ、まちなかににぎわいを創出するため、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりを促進するものとされております。

そうした中、先ほど答弁いたしましたとおり、本市では、にぎわいと活気に満ちた中心市街地としていくため、小牧山や中心市街地の魅力を生かし、「歩いて楽しめる活気あるまち」を将来像に掲げ、その実現に向けた各種取組を行っております。

そして、取組の一つとして、飲食やウォーキング時の休憩などに使っていただけるような場所でのベンチ設置を進めているところであります。

こうしたことから、道路占用許可基準等による制限や沿道飲食店等との一体的な配置などを踏まえながら、シンボルロードだけではなく、例えば小牧駅と中央図書館との間の市道小牧駅西線など、中心市街地の他の道路での設置も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○20番（小川真由美）

これからいろいろと声も出てきますし、ぜひ設置よろしくをお願いします。

様々、部長からも答弁をいただきました。新市長、天野市長におかれましては、マニフェストの中の医療福祉の中に、「歩いて楽しくウォーカブルなまちづくりを推進」と掲げております。市長は、本市の将来図として、ウォーカブルなまちづくりをどのように考えているか、御所見をお願いします。

○市長（天野正基）

ウォーカブルなまちづくりに対する私の考えをお答えさせていただきます。

先ほど、議員からベンチの設置を通じた歩道の居場所化や交流促進、高齢者の外出支援、そして地域経済の活性化といったウォーカブルなまちづくりの重要性について御指摘をいただきましたが、私も全く同感であります。

本市の中心市街地では、小牧山や中心市街地の魅力を生かし、「歩いて楽しめる活気あるまち」を将来像として掲げ、歩いて楽しむことができるまちづくりを進めております。

また、本市が独自に開発したウォーキングアプリ「a l k o」の活用や、去年1月には中心市街地の核となる施設であるラピオの5階にヘルスラボ・こまきがオープンするなど、市民の皆様の健康づくりにつなげる取組も着実に前進しているところであります。

私としましては、これまで進められてきた取組を引き継ぎつつ、中心市街地だけでなく地域全体に広範囲に展開していきたいと考えています。

いずれにいたしましても歩いて楽しむことができるまちづくりは、市民の健康づくりや地域のにぎわい創出、さらには高齢者をはじめとした多くの方々の社会参加を促進する取組であり、ハード面での環境整備とソフト面での取組を両輪として市民の皆様とともに歩いて楽しく居心地のよいウォーカブルなまちづくりを力強く推進してまいりたいと考えております。

○20番（小川真由美）

ありがとうございます。繰り返しになりますが、ウォーカブルなまちづくり、これをウォーカブルシティとも言われるんですけど、これがもたらす効果として、地域の活性化につながる、新しい出会い、にぎわいが生み出される、健康を促進するなどがあります。ウォーカブルシティが実現し、歩くことが重要視されれば、脱炭素化につながり持続可能なまちづくりへともつながります。

市長も言われましたが、市民の皆さんとともに歩いて楽しくわくわくする心地のよいウォーカブルなまちづくりを力強く推進していただきまして、お願いをいたしまして質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、ごみ減量とSAFについて。

(1) ごみ減量の効果について。

燃やすごみという呼び方を、2025年4月1日から「燃やすしかないごみ（分別頑張ったけどこれ以上はリサイクルできないごみ）」に名称変更し、プラスチック分別の強化など、ごみ減量に向けた取組を進めております。これに伴うごみ減量の効果を伺います。

(2) SAFによる資源循環について。

2025年12月11日、小牧市は中部国際空港セントレア、日揮ホールディングス、株式会社レポインターナショナル及び合同会社サファイアスカイエナジーとともに、「持続可能な社会の構築に向けた廃食用油の資源化促進に係る連携及び協力に関する協定」を締結いたしました。

人口減少社会を迎える中で、資源循環社会の構築は重要です。

そこで、2点についてお尋ねいたします。

市での廃食用油と学校での廃食用油回収量を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

質問項目2、ごみ減量とSAFについて。(1) ごみ減量の効果についてで、「燃やすごみ」を、「燃やすしかないごみ（分別頑張ったけどこれ以上はリサイクルできないごみ）」に名称変更したことによるごみ減量の効果についてであります。

家庭から排出される燃やすしかないごみの排出量は、平成11年度の2万9,377トンピークに、剪定枝類や雑紙、プラスチック類などの新たな区分を設けたほか、子ども服リユースや民間事業者との連携協定によるリユースプラットフォームを開設するなど、様々な先進的な取組を進めてきたことにより、令和4年度は2万662トン、令和5年度は1万9,713トン、令和6年度は1万9,001トンと、大幅に減少してきております。

また、昨年4月に市民の分別意識の向上と適正な分別を促すことで、ごみの減量化と再資源化を図るため、「燃やすごみ」の名称を「燃やすしかないごみ（分別頑張ったけどこれ以上はリサイクルできないごみ）」に変更をいたしました。

この新たな名称の指定袋は、令和7年の秋頃から流通し始めたところでありますので、その効果は今後現れてくるものと期待しているところであります。

私からは以上です。

○市民生活部次長（小川真治）

続きまして、(2) S A Fによる資源循環について、ア、市での廃食用油回収量についてであります。

本市では、市民が廃食用油を持ち込むことができる施設として、市役所東庁舎、東部、味岡、北里の3市民センター、エコハウス小牧、第1、第2、第3の3資源回収ステーション、南部西部の両コミュニティセンターの計10か所の指定引取り場所を設けております。

また、市民の皆様からの持込みとは別に、学校給食センターや公立保育園から排出される廃食用油も回収しておりますので、それぞれ令和4年度から令和6年度までの3年間の回収実績を答えさせていただきます。

令和4年度は、指定引取り場所から1万9,440リットル、学校給食センターなどのその他から1万4,680リットルで、合計3万4,120リットル。令和5年度は、指定引取り場所から1万8,305リットル、その他から1万3,588リットルで合計3万1,893リットル。令和6年度は、指定引取り場所から1万7,870リットル、その他から1万2,885リットルで、合計3万755リットルであります。

続きまして、イ、学校での廃食用油回収量についてであります。

学校での廃食用油の回収につきましては、日常生活において、住民自らが効果的に温室効果ガス削減の取組を進めることを目的に、地域住民、事業者、地方公共団体などで組織された地球温暖化対策地域協議会（以下、協議会と申し上げます。）の活動の一つとして、学校を回収の拠点として実施しているものであります。

本市では、光ヶ丘小学校、小木小学校、小牧小学校の計3つの協議会がそれぞれ活動しており、その活動内容は、廃食用油の回収、エコバッグの作成など様々な趣向を凝らした活動を行っております。

各協議会における令和4年度から令和6年度までの3年間の学校での廃食用油の回収実績であります。令和4年度が約630リットル、令和5年度が約570リットル、令和6年度が約730リットルとなっております。

以上でございます。

○20番（小川真由美）

それぞれに答弁いただきました。（1）のごみ減量の効果についてから再質問をさせていただきます。

燃やすごみですね、白袋いわゆる、これが名前が変わり、「燃やすしかないごみ」ということで、またこの括弧からが大変長いんですけど、「（分別頑張ったけどこれ以上リサイクルできないごみ）」っていう、今後はこの長いのを覚えれないので、またちょっと考えていただきたいかなって思いますが、そういった中で、やはり簡単に

白袋と言わさせていただきますけど、我々も大変よく白袋を使うこともあります、市民として、この指定袋の価格や製造事業者がどうなっているか気になります。本市の指定袋の仕様についてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○市民生活部長（落合健一）

本市の指定袋の製造販売は、市が袋の規格などを定め、承認を受けた製造事業者が製造から流通までを担う承認制を採用しており、現在6社を承認しているところであります。

この方式は、市が在庫管理を行う必要がないため、事務負担が軽減されるとともに、複数の製造事業者による競争原理が働くことで価格が抑制されるというメリットがあります。

その一方で、市内のドラッグストアやコンビニエンスストアなどの販売店が自由に仕入れて販売できることから、市が販売価格を設定し、販売価格の一部を歳入として受け入れることができない点がデメリットということになります。

その指定袋の販売価格につきましては、昨年11月に一部の店舗に対して実施した市の職員による市場調査結果の中で、最も需要があると思われた袋のサイズと入枚数でお答えを申し上げますと、燃やすしかないごみ用指定袋、白袋の30リットル20枚入り1枚当たりの最安値が税抜き10.4円、最高値が税抜き14.9円、資源用指定袋、緑袋ですが、これの45リットル10枚入り1枚当たりの最安値が税抜き12.8円、最高値が税抜き20円、破碎ごみ用指定袋、赤袋になりますが、これの45リットル10枚入り1枚当たりの最安値が税抜き12.8円、最高値が税抜き20円でありました。

以上であります。

○20番（小川真由美）

答弁をいただきました。今現在、この本市の指定袋の袋において、6社で作っているということであります。また、最安値と最高値を今教えていただいたんですが、やはり、あまり最安値高値の間が広がると、やっぱり誰もが安く買いたってところありますので、高くないように、やはり市のほうからも、何かあったときには指導などもしていただけたらと思います。

それから、ごみ減量の効果について、資源の動向についてはいかがかお尋ねいたします。

○市民生活部次長（小川真治）

資源の動向についてであります。家庭から排出される資源の排出量は、平成18年度がピークで1万1,683トン、そのうち約64%が古紙古布で最も高い割合でありました。

近年では、資源の排出量は大幅に減少しており、直近の令和6年度実績では、7,694トンと、ピーク時から約34%減少をしております。

令和6年度における資源の内訳を、全体に占める割合の高い順にお答えしますと、剪定枝類が26.8%で2,059トン、プラスチック類が25.9%で1,994トン、古紙古布が16.7%で1,284トン、雑紙が9%で697トン、空き瓶が6.8%で525トン、ペットボトルが5.1%で393トンとなります。

○20番（小川真由美）

現在、この資源の動向についてもお答えいただきました。最近はこの資源の内容ということで、一番高い順に剪定枝類、プラスチック類、古紙古布、雑紙、空き瓶、ペットボトルということが分かりました。ありがとうございます。

続いて、(2)のSAFによる資源循環についてで再質させていただきます。

先ほど、市での回収量をお話しいただきましたが、年々回収量が減っているということが分かりました。この市での廃食用油の原因ですね、減ってる要因の理由をお尋ねいたします。

○市民生活部長（落合健一）

本市の廃食用油の回収量は、直近5年では、令和3年度の4万105リットルが最も多く、その要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出自粛による巣籠もり需要が高まり、外食産業の利用が減少したことから、家庭内で食用油を使用した調理機会が増加し、その結果として廃食用油の排出量が増加したものと推察をしているところであります。

一方、令和4年度以降につきましては、原材料費の高騰に伴う食用油の度重なる値上げにより、食用油の販売量が前年割れとなっていることに加え、技術開発によるノンフライ調理器具の普及、ろ過による再使用など、消費者の節約志向が広がっているところであります。

これらを背景に、コロナ禍以前と比較して、家庭における食用油の使用量自体が減少していることから、廃食用油の回収量についても減少傾向となっているものと考えているところであります。

以上であります。

○20番（小川真由美）

部長答弁で減っている理由がよく分かりました。時代とともに、このノンフライ調理器具などの普及と言われると、確かに。そしてあまり油も使わないようになっていくのか、減ってきているのが分かりました。

最後になりますが、学校での取組ということで、本市では光ヶ丘小学校、小木小学

校、小牧小学校等でこの協議会で、こういったS A Fに絡んで回収をしているということですので、今後、この協議会の取組の普及をどのように考えているか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（落合健一）

地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、地域住民、事業者、地方公共団体などが構成員となり、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制などに関し必要な措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織されるもので、環境省に申請し、法定要件を満たしている場合に登録されるものであります。

協議会は、直近の令和8年3月13日現在、愛知県に8団体あり、その登録所在地は名古屋市が2協議会、安城市、岡崎市、田原市がそれぞれ1協議会、小牧市が3協議会となっており、本市は比較的活動が活発な地域と言えます。

この協議会の活動は、具体的に地球温暖化対策を実践するものであり、構成員である地域住民の方々に一定の負担が生じることとなるため、既存の協議会の活動内容などを周知しながらも、他の地域住民や事業者などの皆様の設立に向けた機運が高まった際には、市として支援をしてまいりたいと考えているところであります。

○20番（小川真由美）

今後、支援のほうをよろしくお願いいたします。

結びになりますが、循環型社会の形成は、天然資源の消費を抑制しつつ、循環資源を有効に利用していくことが求められております。

引き続き、小牧市といたしましても、5Rの推進や焼却削減等、S A Fを含む資源循環を脱炭素施策の柱として、これからも取組をし、市民とともに環境づくり、よろしくをお願いいたしたいと思っております。

以上で、質問項目2点全てを終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩をいたします。再開は放送をもってお知らせをいたします。

(午後2時40分 休 憩)

(午後3時00分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、伊藤皇士郎議員。

○5番（伊藤皇士郎）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしております項目1点についてお伺いいたします。

質問項目1、過去最低となった選挙投票率を受けて考える今後の選挙運営の在り方についてであります。

本日はお忙しい中、長尾選挙管理委員長にもお越しをいただきました。ありがとうございます。

まず、本題に入る前に、去る2月に執行されました市長選挙及び市議会議員補欠選挙において、投開票事務に携われた選挙管理委員会事務局はじめ、職員の皆様、関係者の皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

そして、衆議院選挙から間を置かず、極めて短期間での準備、執行となり、現場の負担は本当に大変なものだったと拝察いたします。本当にお疲れさまでした。

さて、その2月の選挙結果についてです。

市議会議員補欠選挙における投票率は16.98%、これは、本市の市議会議員選挙史上過去最低の数字となりました。

私は、初当選後の令和5年12月議会において、投票率が50%を切ると民主主義の危機であると申し上げました。今回の結果は、言わば民主主義崩壊の足音がする状態とも言える段階に達しているとも思われる事態ではないでしょうか。もはや選挙の正当性そのものについて問うような声が聞こえてくる極めて深刻な事態だと考えます。こうした事態になってしまったことについては、私自身、市政に関わる一人として重く受け止めなくてはならないと痛感しております。

市民からは、いつの間にか選挙が終わっていた、選ぶための情報がなかったという困惑の声が私のもとに届いております。誰もが納得して1票を投じられる環境を整えることは、今後の課題としてしっかりと検証が必要ではないかと思えます。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

(1) 2026年2月執行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の結果について。

アとして、過去最低の投票率16.98%を記録した要因をどのように受け止めているのかお伺いいたします。

イとして、市長選挙が無投票となったことが有権者の関心や投票行動に与えた影響について見解をお伺いいたします。

(2) 市民の参政権を保障する選挙日程の設定について。

アとして、前市長の辞職が1月26日、告示が2月15日と僅か20日間という日程にお

いて市民への十分な周知が図られたと考えているのか、お伺いいたします。

イとして、今後の選挙運営において、事務的な効率性だけでなく市民が政策を吟味し、納得して1票を投じられるような日程確保の考えについてお伺いいたします。

(3) 投票率向上に向けた具体的な取組について。

過去の一般質問などを通して投票率向上に向けて情報発信や環境整備の面でどのように取り組まれたのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○選挙管理委員会委員長（長尾英俊）

質問項目1、過去最低となった選挙投票率を受けて考える今後の選挙運営の在り方についての(1)2026年2月執行の市長選挙、市議会議員補欠選挙の結果についてのア、過去最低の投票率16.98%を記録した要因をどのように受け止めているかと、市長選挙が無投票となったことが有権者の関心や投票行動に与えた影響についての見解については関連がありますので一括して答えさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

投票率は、国政選挙、地方選挙といった対象となる選挙自体への関心や地域の課題、候補者の政策や知名度などの影響を受けるものと考えられます。また、このほかといたしまして、今回の市議会議員補欠選挙では、市長選挙が無投票となったことが大きな要因であると考えております。

とはいえ、今回の投票率については、事実としてしっかり受け止め、これまでの選挙啓発活動や本市の将来への投資とも言うべき主権者教育もさることながら、選挙管理委員会として今何ができるか、何をしていくのかを市のほかの組織や議員の皆様の力もお借りしながら、投票率の向上に向けて努力してまいります。

先ほど申しあげました主権者教育につきまして、一言付け加えさせていただきます。

本市においては、既に若者や子どもたちの主権者としての意識を高揚するための様々な取組が進められており、ありがたく思っています。

例えば、まちづくりに関する事業などを通して進められている高校生を対象とした「JUMP OUT! Project」の事業、あるいは全ての中学校が参加して開催される「こども議会」、さらには小学生を対象に開催されている「こどものまち」などがそれに当たると思います。そのほかにも関係する取組は数多くあると思っております。

また一方では、本市の全ての小・中学校や一部の高等学校では、本年度から総合的

な学習の時間で探究学習として、幅広く地域と関わり、学習を進めているとのことでありますが、これも主権者意識の高揚のための重要な一歩だと考えられます。

このように、行政の枠組みを超えて若者や子どもたちを育てる環境づくりを考えることこそ、本市が掲げる「こども夢・チャレンジNo. 1都市」にふさわしい方向性であると確信いたしております。

私からは以上であります。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、（２）市民の参政権を保障する選挙日程の設定について。アの前市長辞職から告示まで20日間という日程において、有権者への周知期間が十分であったと考えるか、イの今後の選挙運営において、事務的な効率性だけでなく市民が政策を吟味して納得して1票を投じられるような日程確保の考えについてであります。

アとイは関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

今回の選挙、そして、その前に行われました衆議院議員総選挙につきましても、これまでとは異なり、準備期間は短い期間でありましたが、有権者への投票所入場券の送付や立候補者の氏名、政策や考え方などを知ることができる選挙公報の全戸配布、投票所の確保などといった投票環境の整備、啓発看板やホームページ、SNS、公共施設でのディスプレイを活用しての情報発信、街頭キャンペーンなどの啓発活動はこれまでの選挙と同程度実施したところであります。

選挙の周知や立候補する方の準備期間なども踏まえ、選挙期日の決定は大変重要なものであると認識しております。今回の選挙期日を考える上では、さきに申し上げました投票環境の整備のほか、市政の停滞を招かないよう、市長が不在である期間を短くすることも考慮して決めたものであります。

続きまして、（３）投票率向上に向けた具体的な取組について、過去の一般質問などを通して投票率向上に向けて情報発信や環境整備の面でどのように取り組まれたのかについてであります。

投票率の向上に関しましては、伊藤議員やほかの議員からも何度も御質問いただいているところであり、近年における取組状況を答えさせていただきます。

伊藤議員から、令和5年第4回定例会において、デジタルツールを活用した情報発信の御提案をいただき、令和6年の衆議院議員総選挙から市役所と市民病院で、また昨年7月の参議院議員通常選挙、先月行われました衆議院議員総選挙、市議会議員補欠選挙では、若い世代を意識し、図書館、こども未来館においてもデジタルサイネージを活用した選挙啓発を行ったところであります。このほかにも、選挙への関心を高めていただくため、衆議院議員総選挙では、開票所の設営の様子を市公式ユーチューブ

ブ等で配信し、これまでとは異なる角度で選挙啓発を行いました。

環境整備の面では、昨年7月の参議院議員通常選挙から障がいなど何らかの事情により投票所で支援を求める方に、投票所ではどのような支援があるのかを投票に行く前に確認できるよう、市ホームページの内容を見直したほか、目が不自由な方のために投票用紙の記入枠の位置や大きさが手で触って分かるようにする投票用紙記入補助具を各投票所へ設置したところであります。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。長尾委員長の主権者教育に対する思いは私もひしひしと感じておりますので、そちらについては後ほどまた触れさせていただきます。

順次、再質問に移らせていただきたいと思います。

選挙を経験した私の立場から申し上げます、本当に選挙というのは決して簡単なものではありません。立候補するのにも、まず家族の説得、供託金の用意、市議会議員選挙だけでも30万円、市長選であれば100万円必要です。そして、ポスターの作成、業者との契約、ビラの印刷、そして何より有権者に訴える政策の整理など、物理的な準備だけでも最低2週間は要します。

さらに、首長選挙ともなれば、組織を持たない志ある人が調整しようとした場合、人員確保や資金面、さらには現在の仕事の調整など高いハードルが存在しています。

実際、私の周囲でも市長選挙に出馬を検討したが、この日程では準備が間に合わないかと断念した方がおられました。選挙に出られる人が常に準備ができている特定の人固定されてしまうことは、多様な意見を反映すべき地方自治にとって大きな損失ではないでしょうか。

公職選挙法第34条では、欠員が生じてから50日以内に選挙を行うとされています。今回は僅か20日程度でした。行政のスケジュール、例えば当初予算編成のために暫定予算を組む手間を避けるといった事情も理解はしますが、民主主義を保つためのコストと比較してどちらが重要でしょうか。

そこでお伺いいたします。

今後の選挙運営において、市民への周知や候補者の準備期間を考慮し、少なくとも30日程度の期間を確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○総務部長（長尾正人）

その時々状況を的確に把握し、何が最もよい選択なのかを考え、判断をします。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。都度の判断ということでありました。今回のケースを今後の検討材料として、しっかりと活用していただきたいと思います。

ところで、市長選挙が無投票となったことで市長の選挙公報が発行されませんでした。しかし、先日の代表質問で小沢議員が触れられた「未来の小牧にワクワク」と題したマニフェストが存在しているということです。そちらについては、多くの市民はその内容を知るすべがありませんでしたし、現在もないものではないかと私は認識しております。市長も今回のためにせっかく作ったマニフェストが市民に見てもらえないのは残念ではないかと思っております。

例えば、伊豆の国市では無投票の場合でも、紙ベースの発行がなくても、市のホームページで候補者の公報を公開しております。当選後の市政運営に対する市民の関心を維持するためにも、無投票時であっても、公報の内容をデジタル公開すべきではないでしょうか。考えをお伺いいたします。

○総務部長（長尾正人）

選挙公報の発行につきましては、小牧市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第6条において、無投票の場合は選挙公報の発行の手続は中止すると定めております。

選挙公報は、選挙人が投票するに当たっての判断材料を提供するために発行するものであるため、その掲載文を選挙管理委員会として市ホームページに掲載することは考えておりません。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。選挙管理委員会としては対応予定はないとのことでした。しかしながら、無投票になったとしても、市民の代表として働かれることになる方の政策や思いを知る機会には必ず必要であると私は考えます。取り急ぎでも、市のホームページの市長の部屋だとか、そういったところに、今回の市長のマニフェストや広報、掲載していただくことを強く期待いたします。

続いて、掲示場のポスターについて、本人と写真が違うのではないかという指摘もあります。

2024年の東京都知事選挙では、候補者と無関係な広告ポスターが貼られ、兵庫県知事選挙では、自らの当選を目指さない2馬力選挙が行われるなど、選挙のモラルが問われる事態が全国で相次いだことで、国会で規制が入ったと承知をしております。

こうした点を踏まえ、有権者の判断を仰ぐ上でとても重要なポスターについて、本市ではどのようなチェックが行われているのかお伺いいたします。

○総務部長（長尾正人）

ポスターの記載内容につきましては、公職選挙法第144条の4の2第2項で、公職の候補者はその責任を自覚し、他人もしくは他の政党等の名誉を傷つけ、もしくは、善良な風俗を害し、または特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をするなど、いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないという趣旨の規定があることから、ポスターに掲載する写真をどのようなものにするのかは立候補者の責任と判断に委ねられているものと考えます。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。法律の範囲でチェックをするというような形でとどまっているということを確認いたしました。

それでは、選挙公報の提出書類には、6か月以内に撮影した写真を提出という規定が明記されております。しかし、実際には何年も前の写真を使用していると思われるケースが散見されております。

このルールについて、事務局として事実確認を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（長尾正人）

提出された写真は、特段の確認は行っておらず立候補者の責任と判断に委ねております。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。先ほども、お話をしたとおり、この写真というのは投票行動において大きな要因になると考えられます。有権者が判断する材料というのは、基本的には選挙ビラ、広報ポスターしかありませんから、あと街頭演説を聞けるかどうかということになってきますので。こちらについては、撮影日の長短を含めた検討とともに適切なチェックをお願いできればと思います。

続いて、投票率向上についての再質問をさせていただきます。

限られた時間の中、デジタルサイネージの掲載などの対応をしていただいたことについては感謝したいと思います。また、ショート動画の活用を試していただいたことなど、工夫についてとても評価したいと思っております。

先ほど、長尾委員長がおっしゃられたとおり、主権者教育も積極的に行っていた

いていることは、我々議員も視察に行かせていただいたため、理解をしております。また、諸先輩議員からの提案もしっかりと受け取っていただいて、実行していただいていることも確認いたしました。

様々な要因がある前提ではありますが、直近の衆議院議員選挙においては、過去2回の投票率よりも高くなったことを鑑みると、一定の効果が出ているのではないかと考えております。

しかし、やはり根本として、選挙管理委員会としての人数が足りていないのではないのでしょうか。人員不足で広報まで手が回らないということであれば、それは行政組織としての課題であると私は思います。

本市には、SNS活用に長けた広報広聴課がありますし、高齢者のサポートの知見は福祉部が持っています。このように、選挙管理委員会だけで完結せずに他部署との連携について、再度、今後の考えをお伺いいたします。

○総務部長（長尾正人）

連携につきましては、現在、障がいのある方へ投票環境の支援について、市の協働提案事業化制度により関係団体と連携して取り組んでいるところであります。

また、先ほど委員長からもお答えをいたしましたとおり、投票率向上に向けた取組につきましては、市の他の組織、また議員の皆様のお力も借りながら考えて、投票率の公表向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。他部署との連携というのは、市長と選挙管理委員会委員長を中心として、しっかりと行っていただけることを期待いたします。

まとめになります。今回の投票率16.98%という数字は、市民の市政に対する諦めの裏返しであってはならないと思います。行政のスケジュール管理は重要ですが、それ以上に民主主義の質を守ることのほうが遥かに重要ではないでしょうか。市民に考える時間を与え、多様な候補者が立てる環境をつくることこそが開かれた選挙ではないでしょうか。清き1票を投じていただくためにも、有権者に疑義が持たれる前に、しっかりと選挙管理委員会がチェックができる機能強化を期待いたします。

また、今後の打ち手を探すためにも、令和5年12月議会でお話ししたとおり、どういった属性の方が投票に行ったのか、行っていないのかという分析、年齢別や男女別などの投票データの集計なども行っていくべきではないかなと思います。

今回の反省を生かして、次の選挙に向けてのPDCAを確実に回していただくことを強く要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、安江美代子議員。

○11番（安江美代子）

皆さんお疲れさまです。本日最後の質問者となりました。もうしばらくお付き合いをよろしく願いをいたします。議長のお許しをいただきましたので、1項目質問をさせていただきます。

質問項目1、小牧市地域包括支援センターの充実について。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らすのをサポートするために設置をされた施設で、介護保険法に基づき、全ての市町村に設置が義務づけられています。

小牧市地域包括支援センターの運営方針には、介護保険法第115条の46第1項の規定に基づき、地域包括支援センターが地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに、地域ケアシステムの構築を推進するために必要な事業の実施に向けたセンターの運営方針について定めるとあり、その理念には、センターは高齢者をはじめとした地域住民にとって、より身近で安心して相談できる専門機関としての役割を果たしながら、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。また、支援を必要とする高齢者の増加により、相談内容も多種多様となってくることから、そのような状況においても適時適切に対応できるよう、センターの機能強化に努めると書いてあります。

地域包括支援センターは、地域にとってなくてはならない存在だと思います。私も高齢者の方からいろんな相談を受けることがあります。そのたびに、まず地域包括支援センターに電話をしてくださいとお話をします。電話すると、自宅まで来てくれて相談に乗ってもらえることを伝えます。そうすると多くの方は解決への道筋をつけてもらったと、本当に安心していただいております。

高齢化が進み、相談内容も複雑化しているのも事実だと思います。実際、手が届いていないこともあると思います。その要因は、人材不足だということも分かってきました。ケア労働者の賃金は全産業の平均賃金と比べると、月約8万円ぐらい低いと言われていています。根本的には、国の介護報酬の低さがあると思いますが、介護職員の処遇改善もどうしても必要なことだと思います。

そこで今回は、小牧市における地域包括支援センターについて質問していきます。

（1）地域包括支援センターの職員配置について。

ア、職員体制の現状はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

イ、年々業務は増加しており、職員不足になっているのではないかと思います、市はどのように対応しているのかお尋ねいたします。

(2) 地域包括支援センターの職員の処遇について。

市は、包括支援センターの業務を委託しており、運営委託料を払っています。その内容は、ほとんどが人件費だと思います。ところが、過去10年間で調べてみましたら、精算による不用額が、多いときで約総額で5,000万円もありました。

私は、業務も増えているし人件費も必要になってくるのに、なぜこの不用額としてこんなにもたくさんの予算が決算として不用額として計上されるのか、とても疑問に思っていました。この状況を市としてどのように考えればよいのかお尋ねをいたします。

(3) 篠岡圏域における地域包括支援センターの新設について。

この圏域は、そのほかの圏域と比べて急激に高齢化が進んでいます。市全体で令和7年25.7%ですが、この篠岡圏域は35%です。特に桃花台地域は35.9%になっています。現在は、この篠岡圏域に1つの地域包括支援センターで受け持っていますが、この地域は地域も広く、相談業務も増加している状況で、現在事務所も非常に手狭になっているというお話をお聞きします。

私は、この圏域にもう1か所の地域包括支援センターが必要ではないかと考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目1、小牧市地域包括支援センターの充実について。（1）地域包括支援センターの職員配置について、アの職員体制の現状でございます。

地域包括支援センターの職員につきましては、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者、65歳以上の介護保険の被保険者のこととなりますけれども、この人数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専従の常勤職員（いわゆるフルタイムの勤務で原則として他の仕事を兼ねず、その業務に主として従事している職員を指します。）として、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種の専門職をそれぞれ1名ずつ配置することを基本とし、6,000人以上の場合は超える人数に応じて職員を追加して配置することができるようにしております。

各地域包括支援センターの職員体制につきましては、担当する圏域の高齢者数に対する職員数について、令和8年3月1日現在の状況で申し上げます。

南部地域包括支援センターは、約4,700人の高齢者に対し4名、小牧地域包括支援センターは約9,400人の高齢者に対し5名、味岡地域包括支援センターは約8,300人の高齢者に対し5名、篠岡地域包括支援センターは約1万700人の高齢者に対し6名、北里地域包括支援センターは約5,200人の高齢者に対し4名という状況でございます。

小牧地域包括支援センターと篠岡地域包括支援センターが配置可能人数に対して1名少ない状況となっております。

なお、ただいま申し上げた人数とは別に、各地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員として専門職を1名ずつ配置しております。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ、年々業務が増えており職員不足になっていると思うが、どのように対応しているのかとのお尋ねであります。

まず、地域包括支援センターの職員配置については、専門職の確保が全国的に困難な状況を踏まえ、令和7年4月から地域包括支援センター運営協議会の承認が必要となりますが、常勤換算の導入と複数の地域包括支援センターで合算して3職種を配置することができるようにし、柔軟な職員配置を可能としております。

次に、地域包括支援センターの業務であります。平成27年度からは在宅医療介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などが加わり、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う重要な機関と位置づけられるなど、その役割は増大しております。

このため本市では、先ほど申し上げた認知症地域支援推進員を配置するほか、各圏域の高齢者1,500人ごとに1名の専門職を配置できるよう、配置可能人数にさらに1名追加できる予算措置をしております。

また、地域包括支援センターに業務が偏ることがないように、市社会福祉協議会に配置する地域支え合い推進員、認知症初期集中支援チーム、医療介護の専門職、民生委員をはじめとするボランティアなどが連携を図っており、市としても様々な主体の連携を通じた地域包括支援センターの支援体制づくりに努めているところであります。

さらには、介護予防支援計画、要支援者の方のケアプランでございますが、の業務が増加しておりますので、地域包括支援センター運営協議会の承認が必要ですが、要介護の方のケアプランを担当する居宅介護支援事業所に業務を委託することを可能としております。

なお、この業務については、令和6年度から介護予防支援事業の指定を受けた居宅介護支援事業所が地域包括支援センターを介さず業務を行うことが可能となっております。

以上の取組などを通して地域包括支援センターの支援に努めているところであります。

続きまして、(2) 地域包括支援センターの職員の処遇について。

市は、地域包括支援センターに委託費を払っているが、過去から精算により不用額が生じていることについて、どう考えるのかとのお尋ねであります。

地域包括支援センターへの委託料については、本市は必要な人件費及び運営費の全額をお支払いしており、その金額は、人件費と運営費を合わせた金額からケアプラン作成に伴う介護報酬見込額を控除した金額としております。

委託料に不用額が生じる要因については主に2つあり、1つはケアプラン作成に伴う介護報酬が予算積算上の見込額に対し増額となったことによるものです。この精算は国の定めによるものであります。もう一つは人件費で、これは、職員の確保ができない、あるいはフルタイムの職員が確保できず、短時間勤務の職員を採用していることなどの理由により不用額が生じたものであります。

人件費に関しては、市としても増加する高齢者に対し、地域包括支援センターが適正に機能するよう、配置可能人数よりも1名多い配置とする予算を確保しているため、委託先の社会福祉法人に対し、必要な人員確保を求めているところであります。しかしながら、専門職の確保が全国的に困難な状況であることなどから、不用額が生じていると考えております。

続きまして、(3) 篠岡圏域における地域包括支援センターの新設について。

この圏域は急激に高齢化が進んでいる、高齢者の相談業務に対応するために新設が必要だと思いが見解を問うとのお尋ねであります。

篠岡圏域は、圏域内に桃花台ニュータウンがあり、市内6圏域の中で高齢者人口が最も多く、高齢化率も一番高い圏域であります。

また、地域包括支援センターの場所が圏域の中心から離れており、住民のアクセス面等の課題もあると認識しております。

地域包括支援センターを新たに増やすという点につきましては、地域包括支援センター運営協議会等での十分な検討や議論が必要であると考えますが、本市の地域包括支援センターは全て社会福祉法人に委託しておりますので、仮に他の施設と同様に新たな社会福祉法人が地域包括支援センターを開設する場合、過去の事例を見ても、地域住民への周知も含めると相当の期間が必要ではないかと考えております。

篠岡地域包括支援センターは、人材の確保などの課題はありますが、スーパー等での出張相談、第1老人福祉センターや高齢者サロンでの介護予防講座、認知症カフェ、オレンジカフェしのおかむらの支援など、地域に出向くことを意識した活動や圏域の

特性、圏域の資源を生かした活動に取り組んでおり、地域住民の貴重な依存先となっております。

このため現時点では、新たな地域包括支援センターを開設するのではなく、先ほど申し上げた職員配置の弾力的な運用、地域支え合い推進員など多様な主体との連携、運営を支える継続的な財政支援などにより、地域包括支援センターの適正な運営の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

答弁をいただきました。地域包括支援センターというのは、市民にも大分認知をされてきたように感じております。高齢化が進んで業務量はどんどん増えている一方で、人が足りないというのが実情です。

小牧市としては委託料を払い、運営を法人に任せているということですがけれども、この人材不足というのはどうすることもできないのでしょうか。市として何ができるのかをもっと真剣に考えるべきではないかという思いで、今回質問をしました。

そこで（1）の職員配置についてですけれども、御答弁にありました。やっぱり不足していることが分かりました。この言われた数字は、条例上の職員配置であり、小牧市の独自の予算措置は、高齢者65歳以上1,500人に1人の職員配置というふうになっています。この考えからしますと、先ほどの答弁より人手不足ってというのはさらに多くなっている実態があるというふうに思います。こういう状況の中で、やはりいかに現場の負担が増えているかっていうことが一つ分かると思います。

私は、こういう状況は現場の負担が増えていると同時に、やはり市民サービスの低下につながっているというふうに思います。これは見過ごすことができないというふうに考えています。法人に委託をしているから、小牧市はお金を出しているから、あとは法人任せになっているのではないかというふうに思います。

そこで、ただいま答弁もいただきましたけれども、様々な支援体制づくりに努めているということでしたけれども、例えば、要支援の方のケアプランの業務が増加していることでは、居宅支援事業所に業務を委託することも可能になっているよという答弁でした。しかし、実態は委託できる事業所が非常に少なくって、結局包括支援センターの業務となっているというのが現実だと、このようにお聞きをしております。だから、法律は変わっても実態に即してないってということがよく分かります。

それで、職員配置については不足しているということですがけれども、法人に、その委託料に見合った職員配置をもっと強く求めるべきではないのかというふうに思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○福祉部長（江口幸全）

職員の処遇についてのお尋ねでよろしいでしょうか。

○11番（安江美代子）

職員配置です。

○福祉部長（江口幸全）

職員配置ですか。今、地域包括支援センターの管理者の方とは定期的にお話をさせていただく中で、適正な配置に努めていただくようにということで、いろいろ現状をお聞きしながら調整を図らせていただいております。

また、予算措置をする段階には、必要な予算についてお話を伺うとともに、地域包括支援センターを所管する事務方の一定の権限のある方々に対して、そうした配置についてのお願い等をしているところであります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

法人に対しては、協議にも努力をしてみえるという話ですけれども、なかなかこの人材が不足しているというのが変わっていかないもんですから、非常に歯がゆい思いをしていますし、実態としては、本当に人手不足っていうのが実態なので、この辺は本当に強く求めていきたいと思います。市の責任で、やはり法人に対しても、もっと強く要望していくようお願いしたいと思います。

続きまして、（2）の職員の処遇についてですけれども、先ほど答弁をいただきました委託料に不用額が出る理由については、分かりました。

問題は、人件費だというふうに思います。人件費は各法人ごとに違うというふうに聞いています。ある包括支援センターでは、低い人件費やセンターの業務以外の仕事もあるということで、他市の条件のよいところへ行ってしまうというお話も聞いています。

委託料に含まれている人件費については、本市は他市と比べて、どのような水準なのかということをお尋ねしたいと思います。

○福祉部次長（山本格史）

本市では、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職の確保が全国的に困難な状況にある中、人件費水準を高く維持することが専門職の採用の定着を促す上で重要な要素の一つであると認識をしております。

本年度に県内の他市が実施した調査で、県内23市のデータにはなりますが、令和7年度当初予算における地域包括支援センター職員1人当たりの積算単価を見ますと、一番高い市が700万円、一番低い市が450万円、平均が560万円余で、23市中、15市が

500万円台という状況になっております。

本市の積算単価は640万円余であり、3番目に高い単価となっております。

以上でございます。

○11番（安江美代子）

本市の委託料については、決して安いほうではない、県内で3番目に高い単価となっているということは今の答弁で分かりました。

しかし、実質賃金に反映されてない、このことが問題だというふうに思うんですね。私は基本的に、市のこの地域包括支援センターの事業というのは、市の事業ですよ。これを委託するわけでありますので、私はどの地域包括支援センターの職員も、基本的には同じ給料にするべきではないかというふうに思っています。

それから、人材不足は非常に深刻です。この介護の分野は全国的にそうだというふうに思いますけれども、特に、今お話もありました保健師が不足していると聞いています。小牧市も、特に保健師が不足しているというふうに聞いています。それで、地域包括支援センターの人材を確保するためには、例えば、東京都の世田谷区などでは、専門職確保のために区独自で手当を直接職員に補助しているということがあります。委託料に含むのなら、法人との契約書の中に直接支援をするように明記をするなど、補助の仕方はいろいろあると思いますが、こういうことも含めて、ぜひ法人と協議をしてもらいたいと思うんです。委託料は、確かに小牧市は十分出してるよと、県内でも3番目に高いよというお話でしたけど、実質賃金に反映してないんです。ここが一番問題で、結局、法人任せにしているという実態があると思います。私は、法人任せにせずに、ここをその行政の責任でこの人材不足の解消、そして、その処遇改善をしてもらいたいというふうに思うんですけれども、これは無理なことなのでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○福祉部長（江口幸全）

議員のほうから、地域包括支援センターの職員の処遇の改善ということでの御質問であると思います。まず、本市としても、まず地域包括支援センターが適切な業務が実施できるように職員配置などについて、社会福祉法人に対しまして指導等に努めているところであります。

一方で、議員御質問にあったとおり、専門職の確保が全国的に困難な状況にありまして、その背景の一つとして、給与水準に関する声があることは市としても認識しているところであります。

委託先の社会福祉法人が職員に支払う給与につきましては、基本的には委託先の社会福祉法人の経営判断等に委ねられる部分でありますので、市が意見を申し上げるこ

とは適切ではないと考えるところであります。

しかしながら、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、3職種のチームアプローチを行う機関であり、地域包括ケアシステムの中核を担う重要な機関でありますので、その役割の重要性について、委託先の社会福祉法人に対して改めて理解を求めるとともに、必要に応じて職員の処遇も含めた安定的な運営の在り方などについて意見交換等を行うなどして、地域包括支援センターの機能と体制の強化に努めていく必要があると考えております。

また、国における処遇改善に向けた制度の動向についても注視し、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

法人に委託している以上、市が給料をどうのこうのっていうのは、申し上げるのは適切ではないっていう話だったんですけども、やはり、ここは地域包括支援センターというのは、本当に直接市民がやっぱり相談をできる機関ですし、本当に年を取っても独り暮らしになっても安心して暮らしていける、そういう生活の安定をやっぱり保障するところだというふうに思いますので、何とか、先ほども申しました資格手当などを直接職員の方に行くような補助制度みたいな、そういうことも含めて、法人としっかり話をさせていただきますよう強く求めておきます。

最後に、3番目の篠岡圏域における地域包括支援センターの新設についてですが、いろいろ努力はしてみえるというお話でした。ところが、篠岡圏域における地域包括支援センター、今、愛厚ホームという特別養護老人ホームの中にあると思うんですけども、非常に、その桃花台からも地域的に離れていて、市民にとってはちょっとその気軽に相談できるようなところじゃないっていう声も聞いているんですね。それと同時に、先ほども申しました高齢化が顕著に、この桃花台地域っていうのは顕著になっている。高齢化が急激に進んでいると、こういうこともありますので、実際もう篠岡の地域包括支援センターは手いっぱいだよっていう現実、そして今の職員不足もあります。これは、ここだけに任せておくのではなくって、私は新設もぜひ検討をしていただきたいと思いますので、これについてももう一度、ぜひ、新設に向けて検討を始めてほしいということについて、始めていただけますかどうか答弁願います。

○福祉部長（江口幸全）

篠岡の地域包括支援センターについてでございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、地理的なアクセス面の課題もあるというところで、地域包括支援センター自体は出張相談などをはじめ、地域に出向くというところを強く意識した活動をして

いただいております、地域の貴重な依存先となっております。

新たな地域包括支援センターの開設等につきましては、現状、基本的には地域包括支援センター運営協議会の中で適正な地域包括支援センターの運営について議論しておりますので、その中で、必要に応じてになりますが、基本的には地域包括支援センターの運営の在り方について協議する地域包括支援センター運営協議会の中で検討していくべき課題であるかなというふうに捉えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、高齢者の問題、取り上げましたけれども、本当に高齢者、独り暮らしの方が非常に増えてきて、支援を求めているっていう方が非常に多いと思うんですね。そういった面でも、今、地域包括センターの協議会もありますので、ぜひ実態を、実態をしっかりと知っていただき、対応をしていただきたい、今後も。どうかよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月18日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願ひます。

これをもって、本日の会議は、散会いたします。

(午後3時55分 散 会)

令和8年小牧市議会第1回定例会議事日程（第3日）

令和8年3月17日午前10時 開議

第1 諸般の報告

1 説明員出席要求者の報告

第2 一般質問

1 代表質問

2 個人通告質問